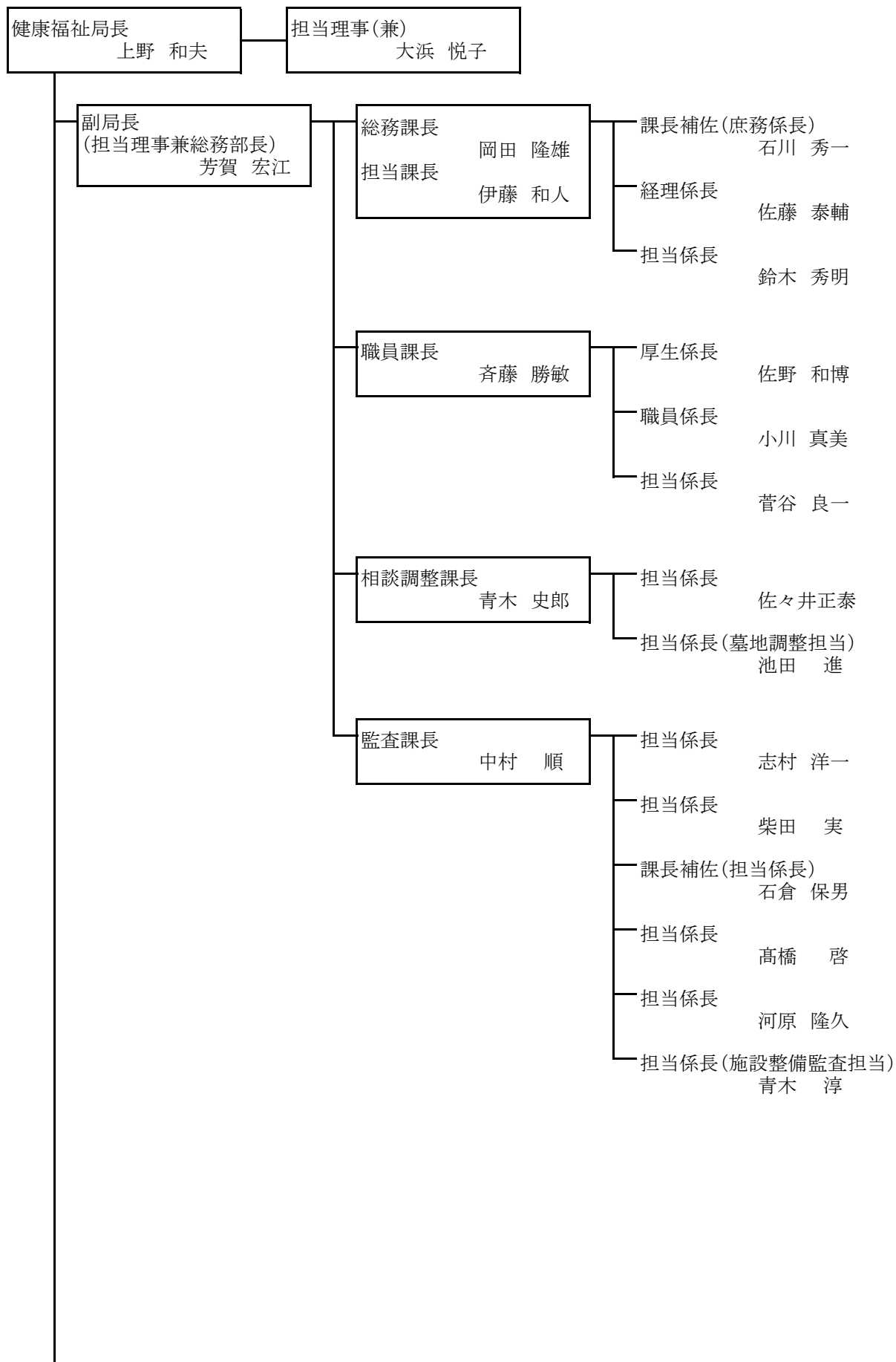


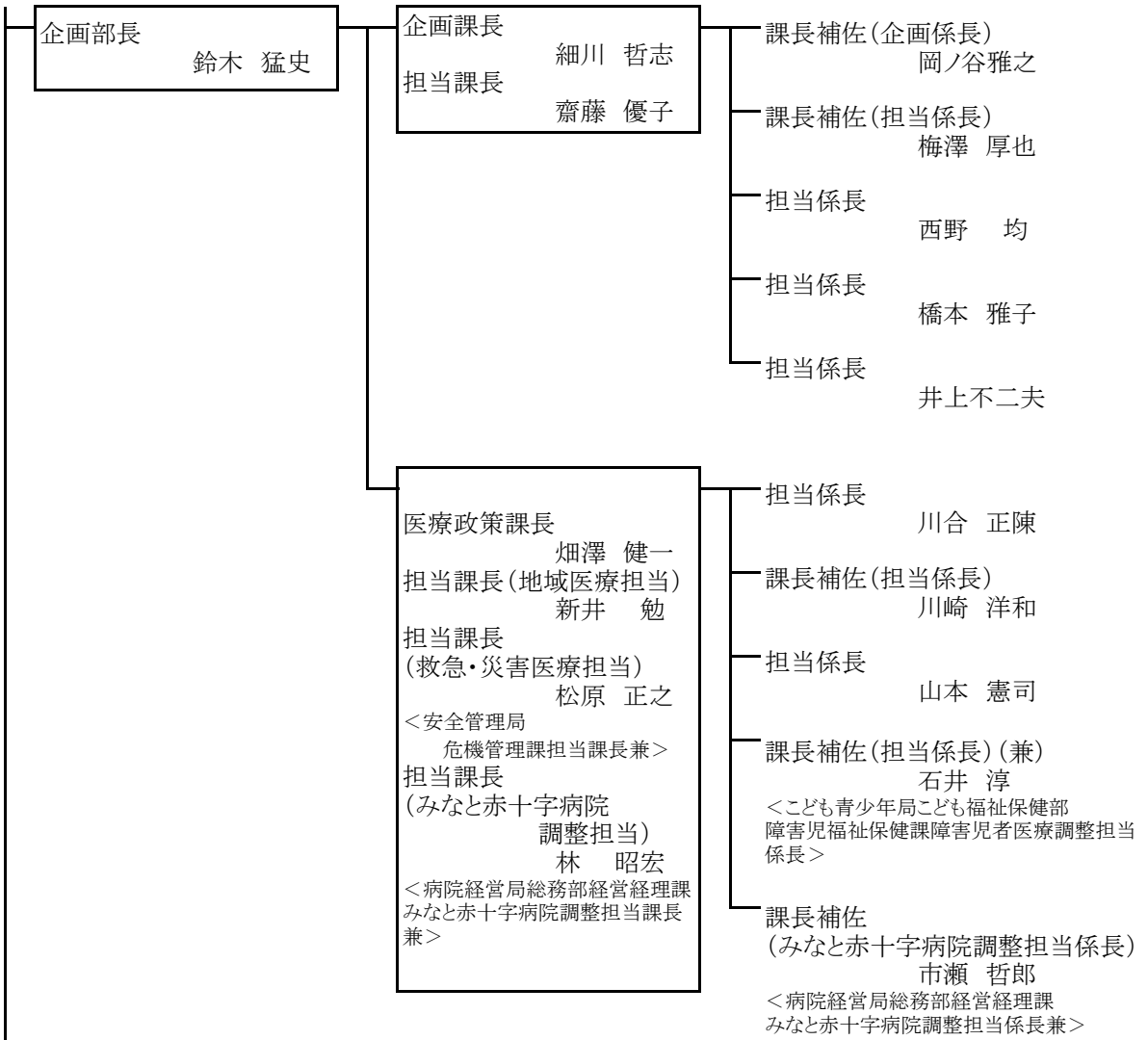
機構及び事務分掌

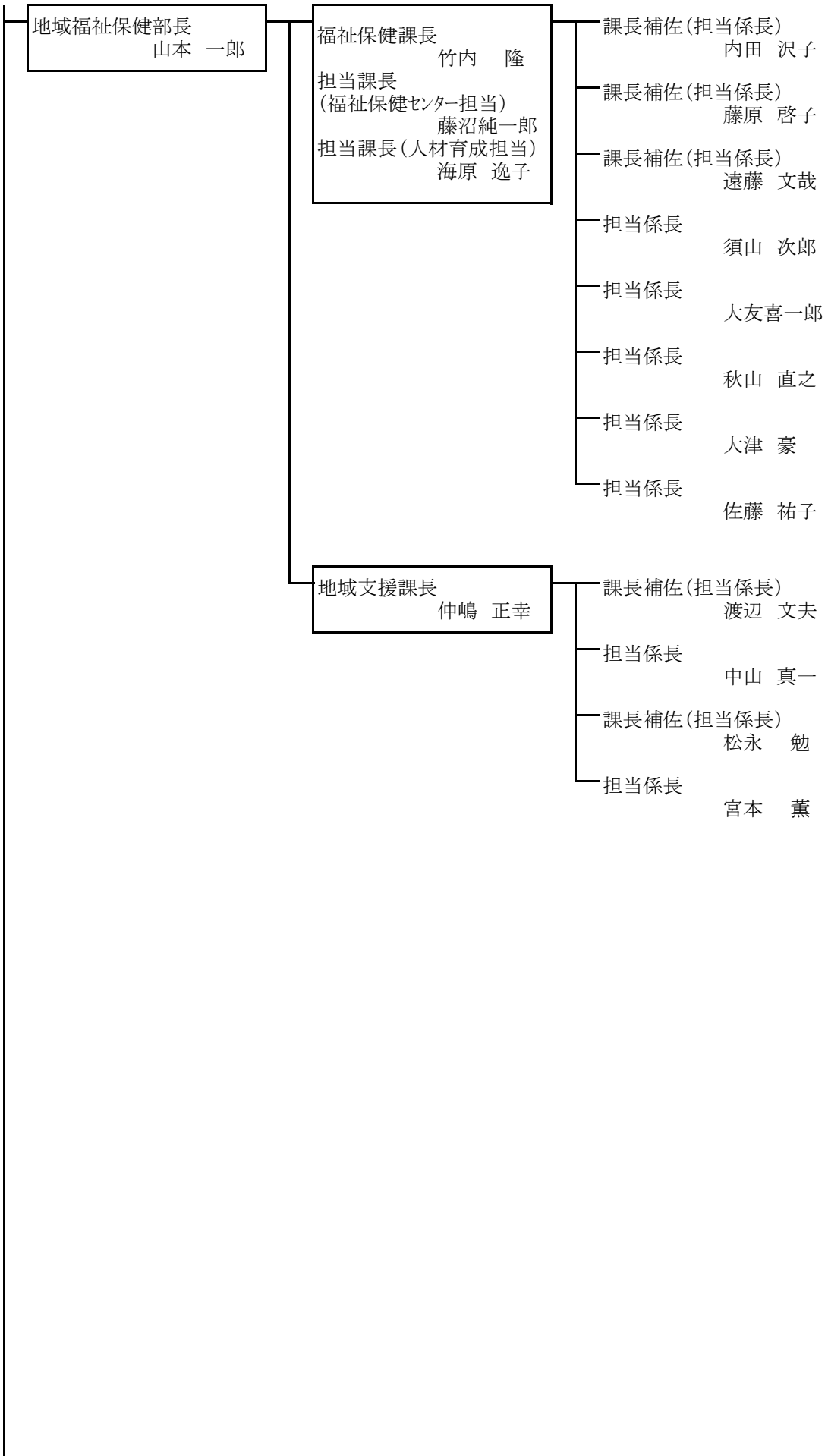
(平成 20 年 6 月)

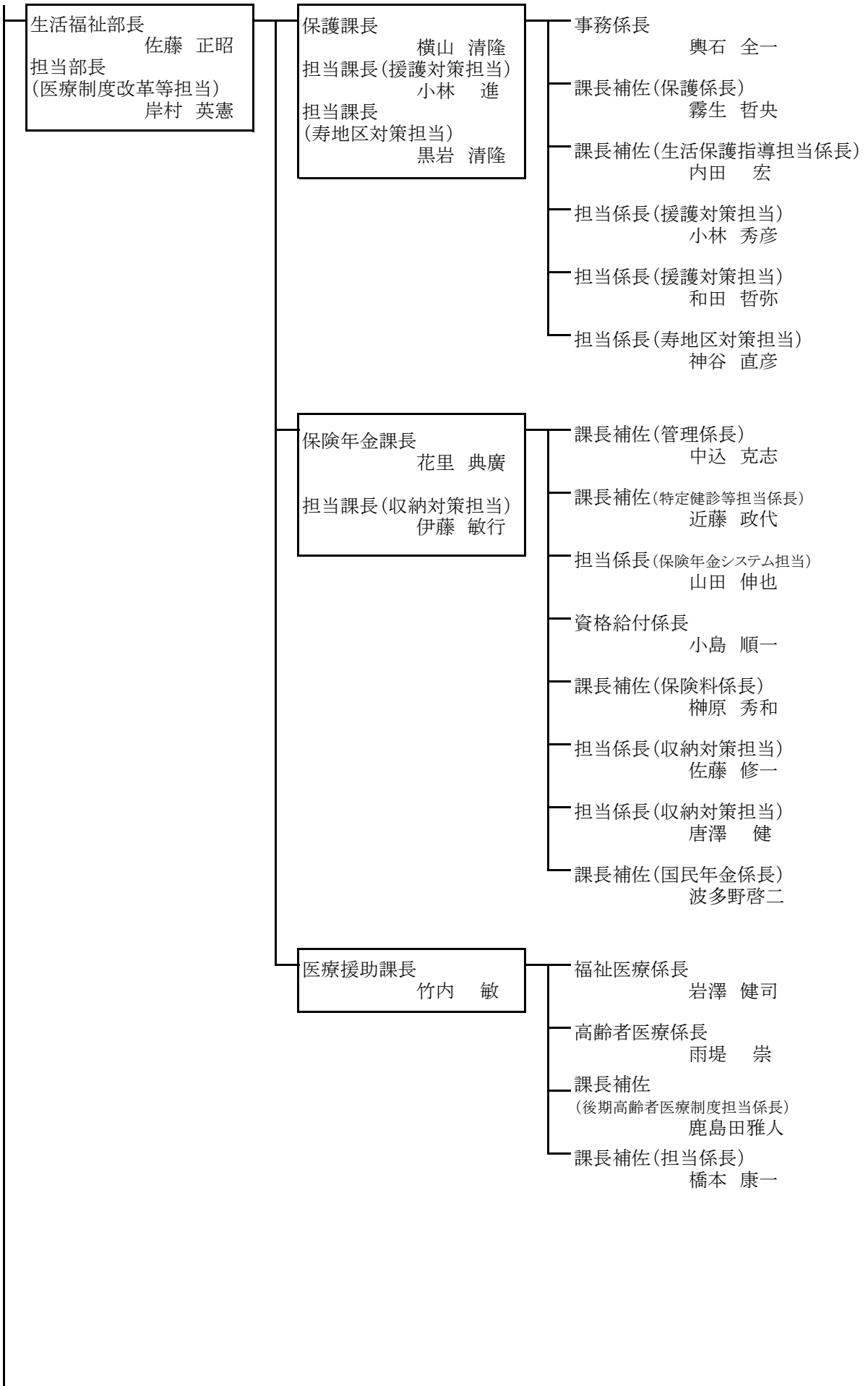
健康福祉局

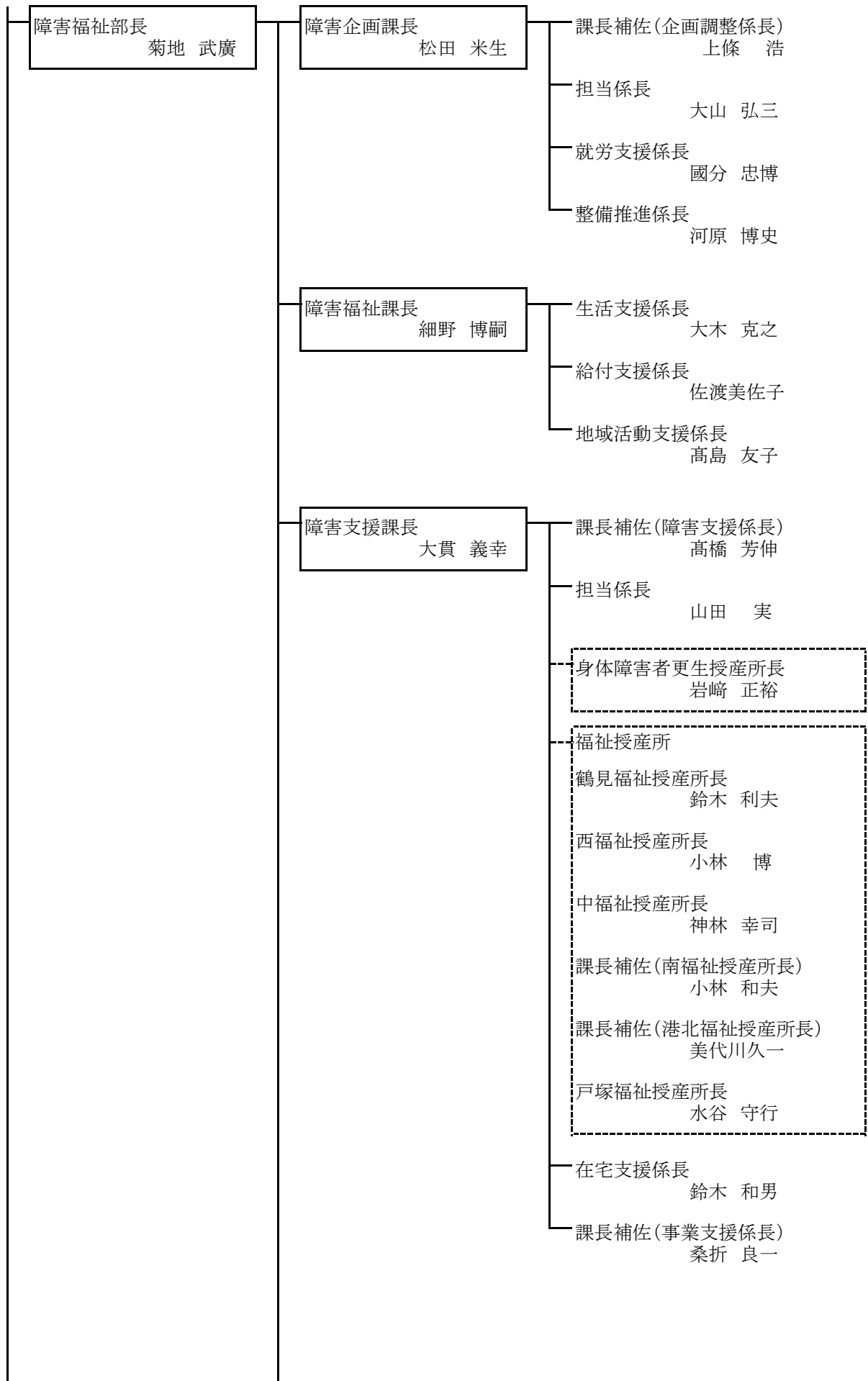
健康福祉局機構図(平成20年6月4日現在)

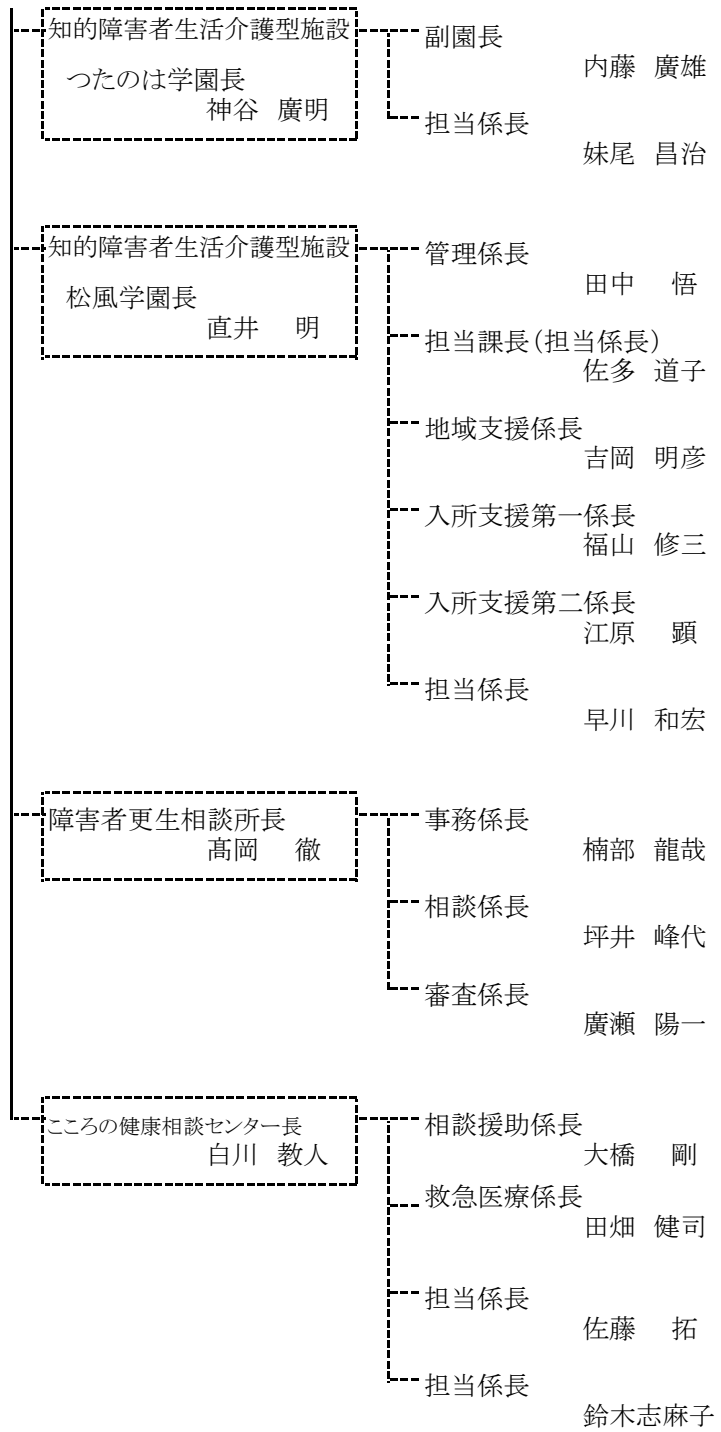


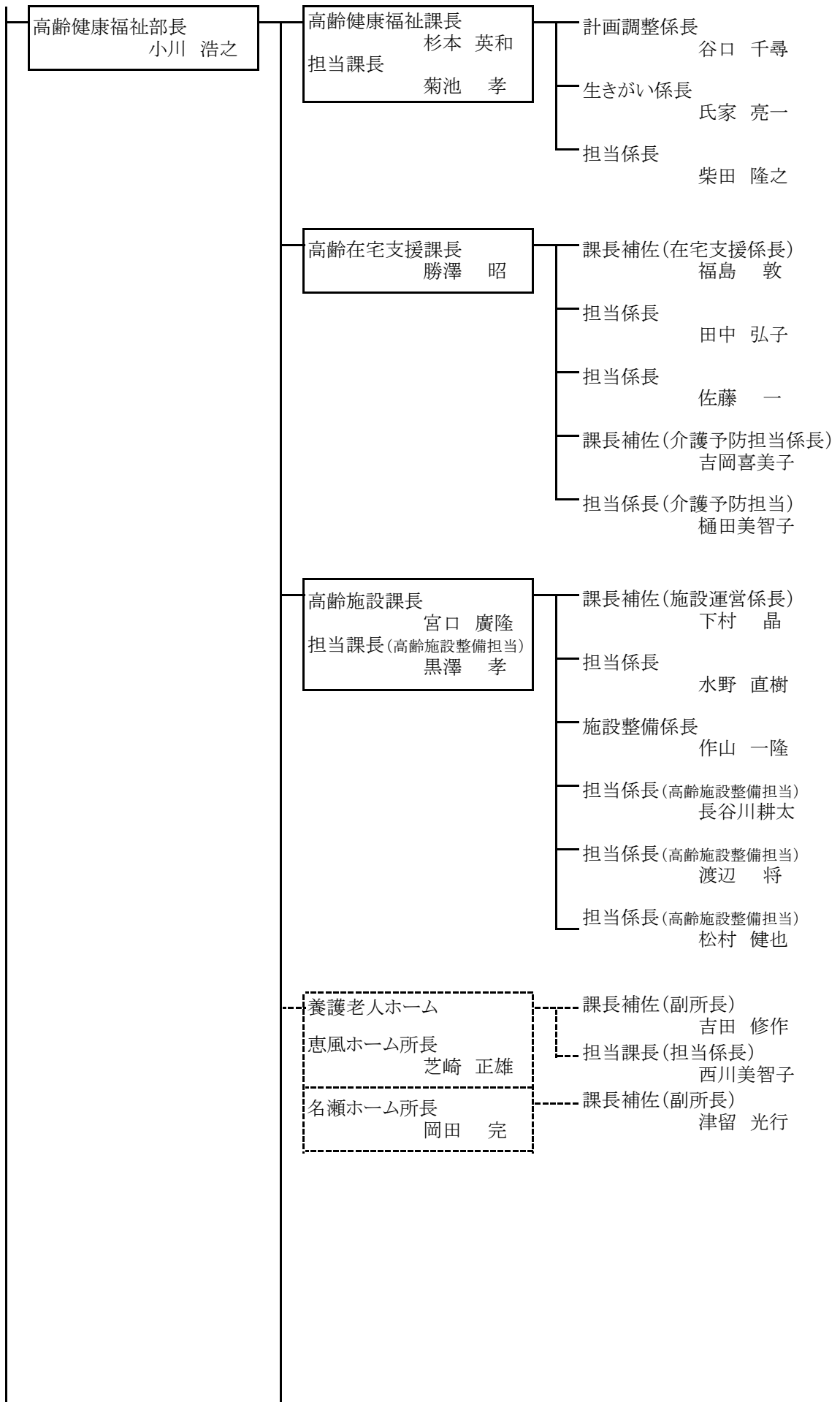


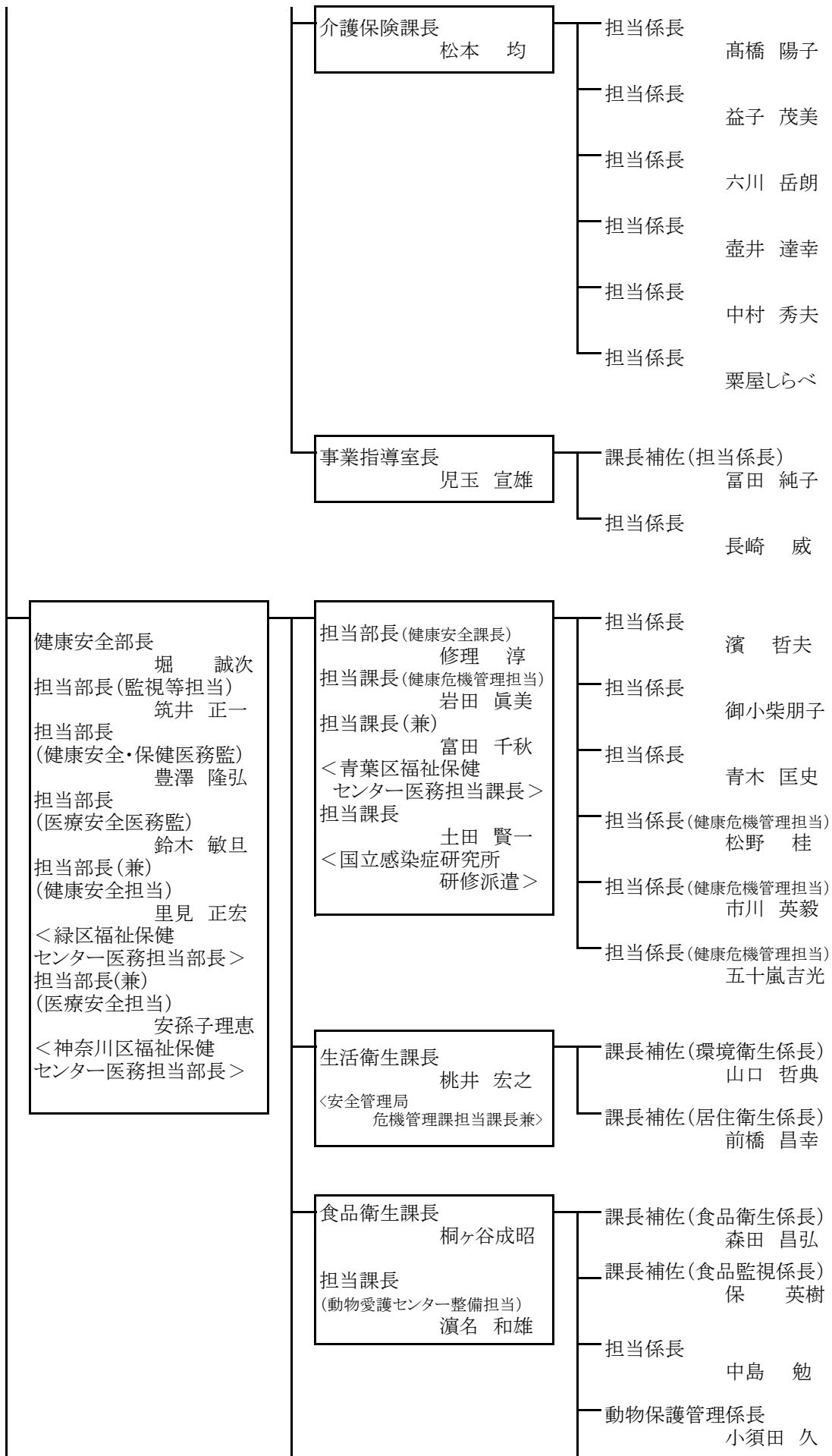












- 課長補佐
(動物愛護センター整備担当係長)
中村 好明
- 担当係長
(動物愛護センター整備担当)
浅野 昌弘
- 担当課長(畜犬センター所長)
笹野 哲雄
- 担当係長
鈴木 正弘

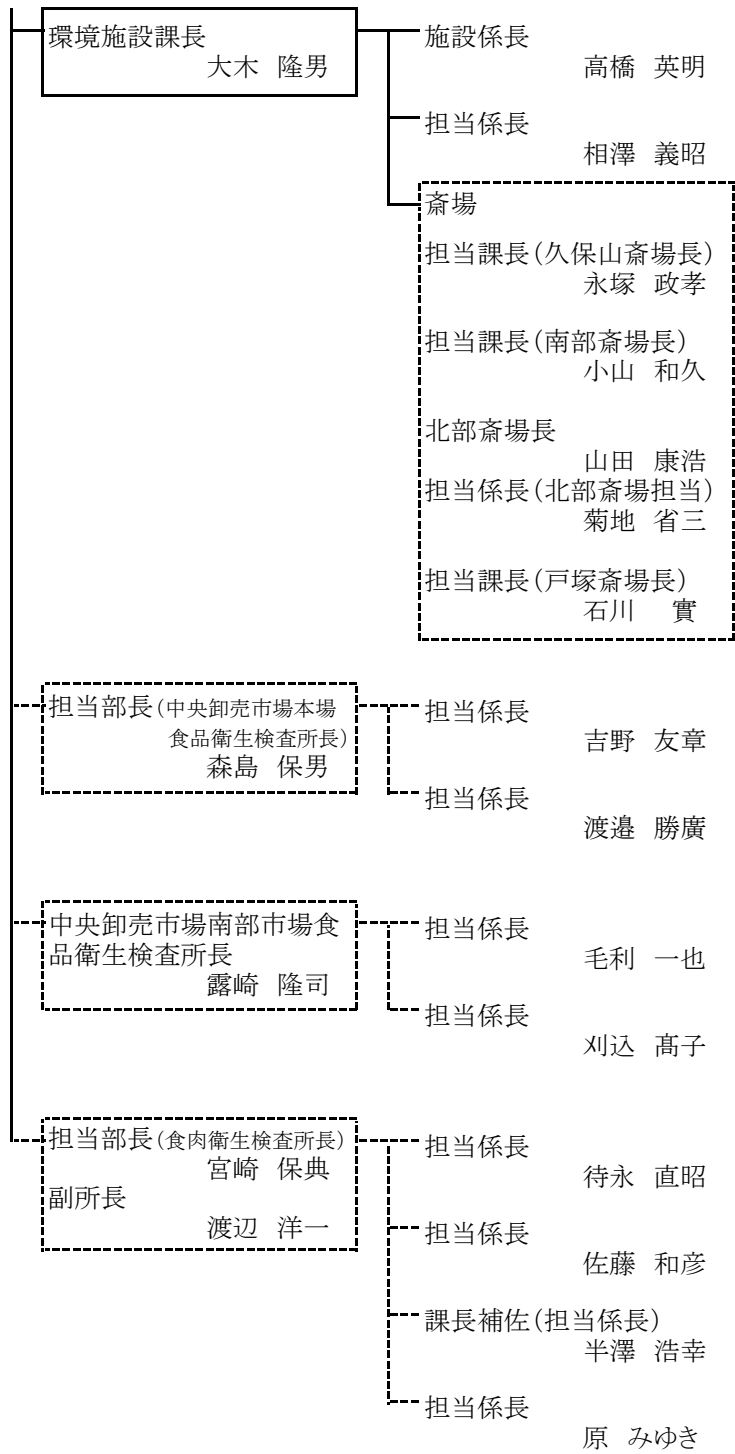
<生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
本吉 究
担当課長
(医療監視等担当)
谷内 恵子
担当課長(兼)
長原 真理
<磯子区福祉保健
センター医務担当課長>

- 担当係長
小川 信也
- 担当係長(医療安全相談担当)
船山 和志
- 担当係長
鈴木 祐子
- 担当係長
北村 秀一
- 担当係長(医療監視等担当)
石津雄一郎
- 担当係長(医療監視等担当)
松崎美智子

保健事業課長
吉泉 英紀
担当部長(保健事業課担当課長)
鎌谷 研三
担当部長(保健事業課担当課長)
大貫 浩子
担当課長(事業推進担当)
木村 博和

- 課長補佐(担当係長)
倉持ジョン ロバート カー
- 担当係長
松岡 慈子
- 担当係長
北見 和徳
- 課長補佐(担当係長)
小西美香子
- 担当係長
小野佐幸美



＜保健所職員は、健康安全部及び18区福祉保健センターが兼務＞

保健所長

大浜 悦子

＜生活衛生課長、食品衛生課長、環境衛生係長、居住衛生係長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品監視係担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務＞

健康安全部長

堀 誠次

担当部長(監視等担当)

筑井 正一

担当部長

(健康安全・保健医務監)

豊澤 隆弘

担当部長

(医療安全医務監)

鈴木 敏旦

担当部長(兼)

(健康安全担当)

里見 正宏

＜緑区福祉保健

センター医務担当部長＞

担当部長(兼)

(医療安全担当)

安孫子理恵

＜神奈川区福祉保健

センター医務担当部長＞

担当部長(健康安全課長)

修理 淳

担当課長(健康危機管理担当)

岩田 眞美

担当課長(兼)

富田 千秋

＜青葉区福祉保健

センター医務担当課長＞

担当係長

濱 哲夫

担当係長

御小柴朋子

担当係長

青木 匡史

担当係長(健康危機管理担当)

松野 桂

担当係長(健康危機管理担当)

市川 英毅

担当係長(健康危機管理担当)

五十嵐吉光

生活衛生課長

桃井 宏之

＜安全管理局

危機管理課担当課長兼＞

課長補佐(環境衛生係長)

山口 哲典

居住衛生係長

前橋 昌幸

食品衛生課長

桐ヶ谷成昭

担当課長

(動物愛護センター整備担当)

濱名 和雄

課長補佐(食品衛生係長)

森田 昌弘

課長補佐(食品監視係長)

保 英樹

担当係長

中島 勉

動物保護管理係長

小須田 久

課長補佐

(動物愛護センター整備担当係長)

中村 好明

担当係長

(動物愛護センター整備担当)

浅野 昌弘

医療安全課長

本吉 究

担当課長

(医療監視等担当)

谷内 恵子

担当課長(兼)

長原 真理

＜磯子区福祉保健

センター医務担当課長＞

担当係長

小川 信也

担当係長(医療安全相談担当)

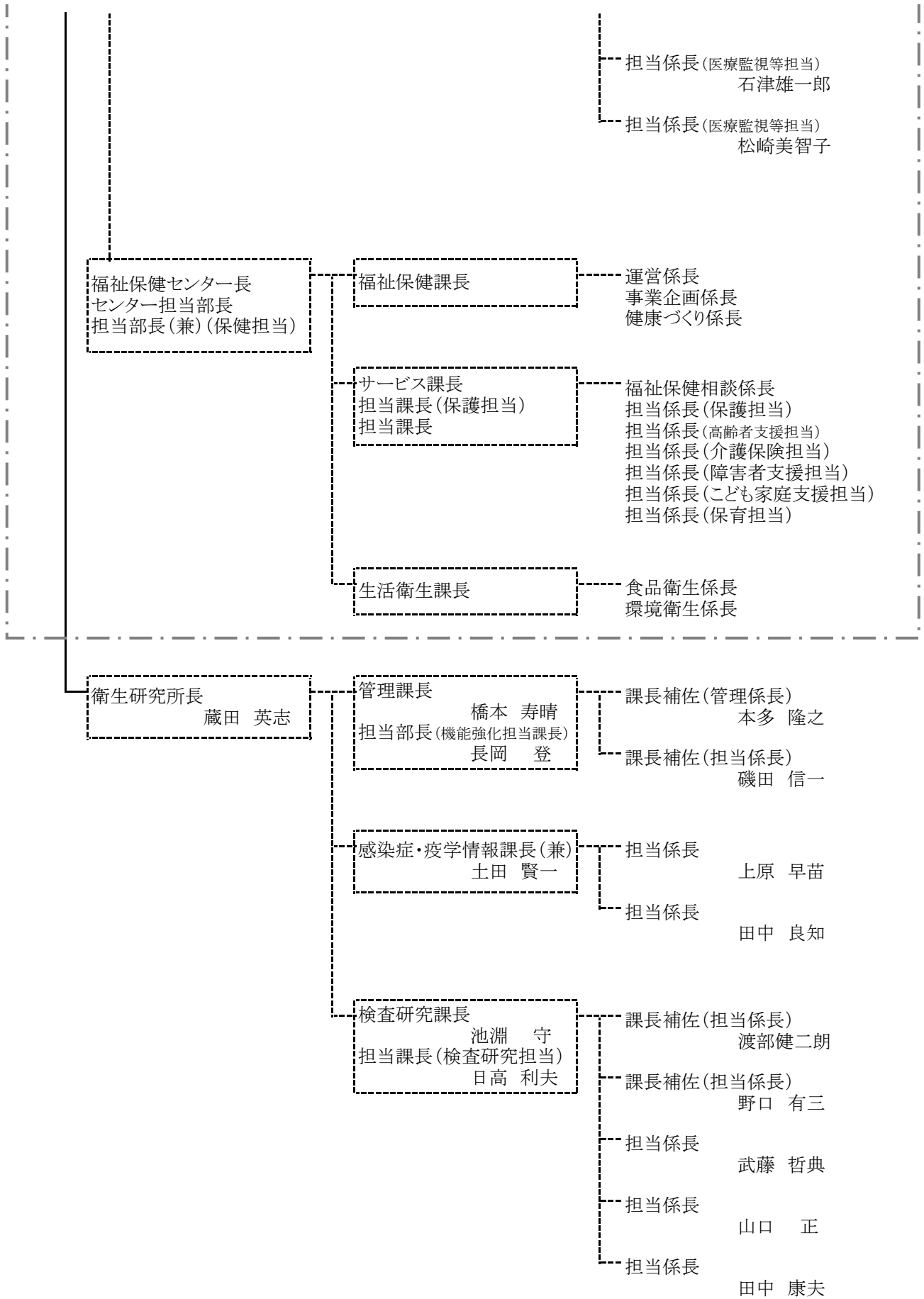
船山 和志

担当係長

鈴木 祐子

担当係長

北村 秀一



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関する事。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関する事。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関する事。
- (4) 局の危機管理に関する事。
- (5) 局内の予算及び決算に関する事。
- (6) 局内の財産管理に関する事。
- (7) 他の部、課の主管に属しない事。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関する事。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。
- (3) 局所属職員等の人事に関する事。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関する事。
- (5) 局内の組織に関する事。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関する事。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関する事。
- (3) 墓地等の設置に係る紛争解決のためのあっせんに関する事。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関する事。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関する事(こども青少年局青少年部企画調整課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関する事。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関する事。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する事。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関する事。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関する事。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関する事。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関する事。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集に関する事(他の部、

課の主管に属するものを除く。)

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。
- (4) 部内他の課の主管に属しないこと。

医療政策課

- (1) 医療政策の総合調整に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 救急医療に関すること。
- (4) 医療団体に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (6) 横浜市立みなと赤十字病院との調整に関すること。
- (7) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (8) 港湾病院の精算業務に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) その他地域福祉保健に関すること。
- (13) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関する事。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関する事。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関する事。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- (6) 保護施設及び施設等の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関する事。
- (7) 私立の保護施設の助成に関する事。
- (8) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関する事。
- (9) 保護施設の法外扶助に関する事。
- (10) 生活保護世帯の法外援護に関する事。
- (11) 保護統計調査に関する事。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (13) 医療券等の審査に関する事。
- (14) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関する事。
- (15) 被保護者の就労支援に関する事。
- (16) 原子爆弾被爆者の福祉に関する事。
- (17) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関する事。
- (18) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関する事。
- (19) 寿地区対策に関する事。
- (20) ホームレスの自立支援に関する事。
- (21) 寿福祉プラザの管理に関する事。
- (22) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関する事。
- (23) 部内他の課の主管に属しない事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関する事。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関する事。
- (3) 国民健康保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関する事。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関する事。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関する事。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関する事。

- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 重度障害者介護保険利用者負担助成事業に関すること。
- (7) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (9) その他医療費助成に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 横浜市障害者施策推進協議会に関すること。
- (4) 横浜市精神保健福祉審議会に関すること。
- (5) 障害者福祉施設及び障害者福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集の許可に関すること。
- (6) 障害者の就業支援に関すること。
- (7) 横浜市福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払に関すること。
- (8) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関すること。
- (9) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (10) 障害者自立支援法（以下この項中「法」という。）に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (11) 発達障害者支援法に関すること（こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。）。
- (12) 市立の障害者施設の整備に関すること。
- (13) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等及び在宅心身障害者手当に関すること。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関すること。

- (3) 障害者の移動支援に関すること。
- (4) 手話通訳の派遣に関すること。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関すること。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関すること。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関すること。
- (8) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (9) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び行動援護に係る事務に関すること。
- (10) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関すること。
- (11) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関すること。
- (12) 法に基づく自立支援医療費（精神障害者の通院医療に係るものに限る。）その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること（横浜市こころの健康相談センターの主管に属するものを除く。）。
- (13) 障害者の生活環境の整備に関すること。
- (14) 特別乗車券に関すること。
- (15) その他障害者個人に対する給付に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (16) その他障害者団体に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関すること（障害企画課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 横浜市障害者更生相談所及び横浜市こころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (3) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- (4) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- (5) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (6) 障害者施設の指導及び調整に関すること。
- (7) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (8) 精神科病院の現地指導に関すること。
- (9) 医療社会事業に関すること。
- (10) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること（他の局、部、課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関すること。
- (12) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関すること。
- (13) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関すること。
- (14) 自立生活アシスタントに関すること。
- (15) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関すること。
- (16) 精神障害者の退院促進支援に関すること。

- (17) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関する事。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに市町村整備計画に関する事。
- (3) 老人クラブに関する事。
- (4) 老人福祉センター等に関する事。
- (5) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関する事。
- (6) その他高齢者の福祉に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部内他の課、室の主管に属しない事。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関する事。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護予防拠点の整備に対する助成等に関する事。
- (6) 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び訪問看護ステーション事業者の支援及び育成に関する事。
- (7) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関する事。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設への指導及び調整に関する事。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）への指導及び調整に関する事。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者への指導、調整、改善勧告及び改善命令に関する事。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関する事。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関する事。
- (7) 市立の老人福祉施設に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設の建設に対する助成に関する事。
- (9) 介護保険施設（介護老人福祉施設を除く。）の建設に対する助成に関する事。
- (10) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の拠点の整備に対する助成等に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (7) 介護保険制度の広報に関すること。
- (8) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (9) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (10) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (11) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

事業指導室

- (1) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令、指定効力停止及び指定取消に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者への指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 介護保険制度における基準該当事業者の登録等に関すること。
- (4) 介護保険制度における住宅改修事業者の登録等に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第5号及び第6号並びにサービス課の項第6号及び第7号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。
- (2) 環境衛生関係団体に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (4) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号

に掲げる事務を除く。)

- (5) その他生活衛生に関すること(保健所事務分掌規則第3条生活衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務を除く。)
- (6) 衛生研究所に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) 動物の愛護及び管理に関すること(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項第3号並びに第4条生活衛生課の項第13号及び第14号に掲げる事務を除く。)
- (5) 動物の適正飼育を推進する施設の整備に関すること。
- (6) その他食品衛生に関すること(保健所事務分掌規則第3条食品衛生課の項及び第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる事務を除く。)
- (7) 食肉衛生検査所、中央卸売市場食品衛生検査所及び畜犬センターに関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること(母子保健に係るものを除く。)
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること(生活福祉部の主管に属するものを除く。)
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。
- (16) 部内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和 26 年法律第 201 号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第 4 号から第 6 号まで、同条サービス課の項第 5 号から第 7 号まで及び同条生活衛生課の項第 11 号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の成分等の掲示内容の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和 59 年 3 月横浜市規則第 11 号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和 59 年 9 月横浜市規則第 93 号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和 25 年神奈川県条例第 52 号)に基づく焼却場及び消毒所の施設の検査、事情の聴取、立入検査、特別の施設の設置命令及び薬品類等の検査等並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 14 年 12 月横浜市条例第 57 号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 次条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務の総括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号、第 10 号及び第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく許可及び認可並びに次条福祉保健課の項第 3 号に掲げる事務を除く。）。
- (2) 次条福祉保健課の項第 3 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和 61 年厚生省令第 39 号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令(昭和 21 年勅令第 447 号)に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 医療施設調査規則(昭和 28 年厚生省令第 25 号)、患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (4) 健康危機管理に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (6) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (7) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (8) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号)に基づく事務に関すること（泉福祉保健センターを除く。）。
- (9) センター内他の課の主管に属しないこと。

サービス課

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく書類の経由事務に関すること（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。）。
- (4) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。
- (5) 健康危機管理に関すること（泉福祉保健センターに限る。）。

- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務（同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第1号及び第2号並びにこの条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。）に関すること（泉福祉保健センターに限る。）。
- (7) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること（泉福祉保健センターに限る。）。
- (8) 健康増進法に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること（泉福祉保健センターに限る。）。
- (9) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例に基づく事務に関すること（泉福祉保健センターに限る。）。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること（事業者の登録に関する事務を除く。）。
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒（患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。）に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。
- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年3月横浜市条例第17号)に基づく事務に関すること。

事業概要

(平成20年6月)

健康福祉局

1 平成20年度 健康福祉局予算総額

(単位：千円)

項 目	本年度	前年度	差 引	前年度比 (%)
健康福祉費	229,806,181	228,576,618	1,229,563	0.5
社会福祉費	38,776,083	40,021,121	△ 1,245,038	△ 3.1
障害者福祉費	56,344,832	55,518,964	825,868	1.5
老人福祉費	9,662,962	10,734,071	△ 1,071,109	△ 10.0
生活援護費	94,754,644	93,895,180	859,464	0.9
健康福祉施設 整備費	17,384,116	14,140,808	3,243,308	22.9
公衆衛生費	11,001,768	12,480,776	△ 1,479,008	△ 11.9
環境衛生費	1,881,776	1,785,698	96,078	5.4
諸支出金	88,799,599	79,162,444	9,637,155	12.2
特別会計繰出金	88,799,599	79,162,444	9,637,155	12.2
一般会計計	318,605,780	307,739,062	10,866,718	3.5
(特別会計)				
国民健康保険 事業費会計	297,518,014	299,166,919	△ 1,648,905	△ 0.6
老人保健医療 事業費会計	26,732,189	197,921,398	△ 171,189,209	△ 86.5
介護保険 事業費会計	172,719,545	159,475,989	13,243,556	8.3
後期高齢者医療 事業費会計	48,723,234	0	48,723,234	—
公害被害者救済 事業費会計	41,830	42,334	△ 504	△ 1.2
新墓園事業費会計	1,089,965	1,416,000	△ 326,035	△ 23.0
特別会計計	546,824,777	658,022,640	△ 111,197,863	△ 16.9

2 平成20年度 健康福祉局予算の財源

(1) 一般会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
特 定 財 源	127,739,530	40.1
分 担 金 及 び 負 担 金	5,158,534	1.6
使 用 料 及 び 手 数 料	1,939,447	0.6
国 庫 支 出 金	87,796,454	27.6
県 支 出 金	20,695,776	6.5
市 債	9,257,000	2.9
そ の 他	2,892,319	0.9
一 般 財 源	190,866,250	59.9
合 計	318,605,780	100.0

(2) 特別会計

ア 国民健康保険事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
保 険 料	84,655,645	28.4
国 庫 支 出 金	61,816,557	20.8
県 支 出 金	13,020,964	4.4
前 期 高 齢 者 交 付 金	52,578,945	17.7
そ の 他	60,945,243	20.5
一 般 会 計 繰 入 金	24,500,660	8.2
合 計	297,518,014	100.0

イ 老人保健医療事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
交 付 金	15,134,086	56.6
国 庫 支 出 金	7,718,085	28.9
県 支 出 金	1,929,521	7.2
そ の 他	20,977	0.1
一 般 会 計 繰 入 金	1,929,520	7.2
合 計	26,732,189	100.0

ウ 介護保険事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
保 険 料	35,105,536	20.3
国 庫 支 出 金	33,248,747	19.3
交 付 金	50,455,422	29.2
県 支 出 金	24,666,201	14.3
そ の 他	2,444,267	1.4
一 般 会 計 繰 入 金	26,799,372	15.5
合 計	172,719,545	100.0

エ 後期高齢者医療事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
保 険 料	27,009,680	55.4
諸 収 入	1,386	0.0
一 般 会 計 繰 入 金	21,712,168	44.6
合 計	48,723,234	100.0

オ 公害被害者救済事業費会計 (単位：千円)

区 分	予 算 額	構成比(%)
寄 付 金	8,970	21.4
財 産 収 入	1,694	4.1
基 金 繰 入 金	8,198	19.6
一 般 会 計 繰 入 金	12,020	28.7
繰 越 金	10,948	26.2
合 計	41,830	100.0

カ 新墓園事業費会計

区 分	予 算 額	構成比(%)
使 用 料 ・ 手 数 料	1,089,920	100.0
財 産 収 入	45	0.0
合 計	1,089,965	100.0

目 次

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉計画推進事業等	6
2	権利擁護事業	6
3	福祉保健システム構築事業	7
4	災害時要援護者避難支援事業	7
5	地域ケアプラザ整備・運営事業	8
6	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業	9
7	福祉サービスの質の向上推進事業	9

II 高齢者保健福祉の推進

・	介護保険制度関連事業の概要	10
8	介護保険事業（介護保険事業費会計）	11
9	地域支援事業（介護予防事業）（介護保険事業費会計）	12
10	地域支援事業（包括的支援事業）（介護保険事業費会計）	13
11	地域支援事業（任意事業）（介護保険事業費会計）	13
12	介護保険外サービス	14
13	低所得者の利用者負担助成事業	15
14	地域密着型サービス推進事業	15
15	特別養護老人ホーム整備事業等	16
16	老人クラブ助成事業等	17
17	敬老特別乗車証交付事業	17

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の 一体的推進

・ 障害福祉主要事業の概要	18
18 障害者グループホーム設置運営事業	19
19 小規模通所施設補助事業	19
20 障害者自立支援法負担額助成事業	20
21 在宅心身障害者手当給付事業等	20
22 障害者居宅介護事業	21
23 障害者移動支援事業	21
24 障害者相談支援事業等	22
25 障害者就労支援事業	23
26 障害者の地域生活移行支援	24
27 障害者地域活動ホーム運営事業	25
28 障害者施設整備事業等	26
29 精神科医療体制の充実	27
30 重度障害者医療費援助事業	28

Ⅳ 生活基盤の安定と自立の支援

31 生活保護事業	28
32 寿地区対策、ホームレス・生活困窮者支援事業	29
33 中国残留邦人援護対策事業	29
34 後期高齢者医療事業等（後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、一般会計）	30
35 国民健康保険事業（国民健康保険事業費会計）	31
36 小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業	32
37 難病患者への支援	32
38 公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計）	33

V 健康づくりの支援と疾病予防

39	市民の健康づくり推進事業	33
40	健康診査事業等	34
41	がん検診事業	34

VI 地域医療の充実と救急医療体制の確保

42	緊急産科医療総合対策	35
43	小児科二次救急医療の充実	35
44	救急医療体制の確保	36
45	地域医療の充実	37
46	地域医療の基盤整備	37

VII 健康で安全・安心な暮らしの支援

47	感染症・食中毒対策事業等	38
48	新型インフルエンザ対策事業	39
49	医療安全推進事業等	39
50	食の安全確保事業	40
51	快適な生活環境の確保事業	40
52	動物の保護管理事業	41
53	斎場運営事業	41
54	墓地管理運営事業	42
55	メモリアルグリーン事業（新墓園事業費会計）	42

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉計画 推進事業等		事業内容 地域社会全体で福祉・保健などの生活課題に取り組み、 支えあう仕組みづくりを進めます。 1 市計画の推進 9,153千円 (1) 第2期市計画の策定 〈新規〉 地域福祉の一層の推進を図るため、市民、学識 者、関係団体の代表などからなる策定委員会を開催 し、第2期横浜市地域福祉計画(平成21年度～25年 度)を策定します。 (2) よこはま福祉・保健カレッジ事業 大学・専門学校など講座実施機関のネットワーク により、福祉保健人材の育成を図ります。 2 区計画の推進 2,913千円 (1) 地域福祉コーディネーターの養成 公的機関等のコーディネーターを養成します。 (2) テーマ型・地縁型活動の協働促進モデル事業 地域福祉を推進する協働促進モデル事業を試行し 区の地域福祉計画推進を支援します。 3 区福祉保健センター職員の人材育成 3,717千円 区福祉保健センター職員の研修、区への人材育成ア ドバイザリースタッフの派遣を行います。 4 民間福祉保健人材確保等検討事業 〈新規〉 1,000千円 学識経験者、民間事業者等による検討会を設置し、 民間福祉保健人材の量的・質的確保等を検討します。
本 年 度	千円 16,783		
前 年 度	20,566		
差 引	△ 3,783		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	16,783	

2	権利擁護事業		事業内容 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対し、権利擁 護に関わる相談や日常生活の支援を行います。 1 対象者 本市在住の高齢者、知的障害者、精神障害者及び身 体障害者等 2 業務内容 (1) 横浜生活あんしんセンター運営事業 180,533千円 相談調整(一般相談・専門相談)、定期訪問・金 銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、 法定後見受任、任意後見契約、広報・啓発、研修 (実施主体は市社協・区社協) (2) 成年後見制度利用促進事業 2,530千円 ア 各区において、地域包括支援センター、区社協 あんしんセンター、福祉保健センター合同での成 年後見制度の研修・啓発、事例検討会実施 イ 市民向けに、寸劇をまじえたセミナーを開催
本 年 度	千円 183,063		
前 年 度	183,080		
差 引	△ 17		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	74,740	
	県	—	
		—	
	市 費	108,323	

3	福祉保健システム 構築事業		事業内容 市民サービスの一層の向上のために、福祉保健システム（次期福祉5法システム）を構築し、区の機能強化、窓口サービス機能の向上、業務の効率化等を図ります。 1 開発目標 （1）区の機能強化を支援します。 （2）区における窓口サービス機能の向上を図ります。 （3）区・局の業務効率化と連携強化を図ります。 （4）システム経費の軽減を図ります。 2 対象 福祉5法（高齢者、障害者、児童、母子及び寡婦）等に関する事業 3 開発スケジュール 平成18年度 基本設計 平成19年度 詳細設計（要件分析プロセス） 平成20年度 詳細設計（開発仕様書の確定） 平成21年度以降 開発・データ移行 ※当事業は「区内で共有できる情報基盤システム」のモデル事業となっており、行政運営調整局と連携して構築を進めています。
本年度		千円 73,695	
前年度		350,545	
差引		△ 276,850	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	—	—	
	市費	73,695	

4	災害時要援護者 避難支援事業		事業内容 高齢者や障害者などの災害時における要援護者の避難支援体制を構築し、各区と連携して地域ぐるみで取り組みを支えあっていくための仕組みづくりを進めます。 1 避難支援体制の構築 16,000千円 （1）各区で取り組んでいる要援護者対策を支援するため、年2回要援護者リストを作成します。 （2）区と連携し、「災害時要援護者の避難支援システム策定の手引き」に基づいたモデル事業を推進し、避難支援体制の充実を図ります。 （新規4区、継続7区） 2 特別避難場所への防災資機材の整備 7,524千円 （1）防災用簡易トイレの整備（5か年計画：3年目） 簡易トイレ（3日分）を特別避難場所に配布 （2）備蓄物資用物置の購入費用の助成 （5か年計画：3年目） 備蓄物資の保管場所として購入費用の2分の1（上限150千円）を補助
本年度		千円 23,524	
前年度		21,860	
差引		1,664	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	3,762	
	—	—	
	市費	19,762	

5		地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。 また、地域の福祉保健活動の一層の活性化を図ることを目的に、地域活動交流事業の実績の評価を行い、指定管理料に反映させます。																																														
本年度		千円 3,587,441		1 整備事業 1,476,592千円																																														
前年度		3,188,694		(1) 建設等8か所(前年度6か所)																																														
差引		398,747		ア 継続建設等 5か所 イ 新規建設 3か所 しゅん工 4か所(累計115か所) [南希望が丘、市ケ尾、名瀬、野七里]																																														
本年度の財源内訳	国	98,000		(2) 設計10か所(前年度9か所)																																														
	市債	606,000		新規着手6か所(前年度6か所)																																														
	諸収入	9,081		2 運営事業 2,110,849千円																																														
	市費	2,874,360		(1) 運営 112か所																																														
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。 同経費は、介護保険事業費会計に計上。(P.13参照)				ア 既設 109か所 イ 新規開所 3か所 [霧が丘、市ケ尾、名瀬]																																														
[建設等8か所]				(2) 施設機能																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在区</th> <th>名称(仮称)</th> <th>併設施設</th> <th>しゅん工予定</th> <th>開所予定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 港南区</td> <td>日野南</td> <td>—</td> <td>21年6月</td> <td>21年8月</td> </tr> <tr> <td>2 旭区</td> <td>南希望が丘</td> <td>—</td> <td>21年2月</td> <td>21年4月</td> </tr> <tr> <td>3 青葉区</td> <td>市ケ尾</td> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>20年7月</td> <td>20年9月</td> </tr> <tr> <td>4 戸塚区</td> <td>名瀬</td> <td>—</td> <td>20年9月</td> <td>20年11月</td> </tr> <tr> <td>5 栄区</td> <td>野七里</td> <td>小規模特別養護老人ホーム</td> <td>21年2月</td> <td>21年4月</td> </tr> <tr> <td>6 保土ヶ谷区</td> <td>常盤台</td> <td>コミュニティハウス</td> <td>平成21年度</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>7 金沢区</td> <td>柳町</td> <td>—</td> <td>平成21年度</td> <td>平成21年度</td> </tr> <tr> <td>8 泉区</td> <td>新橋</td> <td>コミュニティハウス</td> <td>平成21年度</td> <td>平成21年度</td> </tr> </tbody> </table>				所在区	名称(仮称)	併設施設	しゅん工予定	開所予定	1 港南区	日野南	—	21年6月	21年8月	2 旭区	南希望が丘	—	21年2月	21年4月	3 青葉区	市ケ尾	小規模特別養護老人ホーム	20年7月	20年9月	4 戸塚区	名瀬	—	20年9月	20年11月	5 栄区	野七里	小規模特別養護老人ホーム	21年2月	21年4月	6 保土ヶ谷区	常盤台	コミュニティハウス	平成21年度	平成21年度	7 金沢区	柳町	—	平成21年度	平成21年度	8 泉区	新橋	コミュニティハウス	平成21年度	平成21年度	ア 地域活動交流支援 イ 地域包括支援センター(P.13参照) ウ 福祉保健サービス(デイサービス等)	
所在区	名称(仮称)	併設施設	しゅん工予定	開所予定																																														
1 港南区	日野南	—	21年6月	21年8月																																														
2 旭区	南希望が丘	—	21年2月	21年4月																																														
3 青葉区	市ケ尾	小規模特別養護老人ホーム	20年7月	20年9月																																														
4 戸塚区	名瀬	—	20年9月	20年11月																																														
5 栄区	野七里	小規模特別養護老人ホーム	21年2月	21年4月																																														
6 保土ヶ谷区	常盤台	コミュニティハウス	平成21年度	平成21年度																																														
7 金沢区	柳町	—	平成21年度	平成21年度																																														
8 泉区	新橋	コミュニティハウス	平成21年度	平成21年度																																														
* 市ケ尾は業務委託方式による整備																																																		
[設計10か所]																																																		
鶴見区(2か所)、港南区(2か所)、保土ヶ谷区、旭区(2か所)、磯子区、青葉区、瀬谷区																																																		

6	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推進事業	事業内容 すべての市民が、支えあい(ソフト)と環境(ハード)の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。	
本年度		千円 239,896	1 福祉のまちづくり条例推進事業 5,776 千円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり重点推進地区事業の推進 (3) 福祉のまちづくり推進指針に基づく研修等の実施
前年度		494,432	2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業 137,970 千円 (1) 民営鉄道エレベーター (1 駅: 1 基) JR長津田 (2) 市営地下鉄エレベーター (1 駅: 3 基) 蒔田 (3) 多目的トイレ (10か所)
差 引		△ 254,536	3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 96,150 千円 ノンステップバス導入のための補助 80台 (民営バス46台、市営バス34台)
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	8,333	
	その他	73,000	
	市 費	158,563	

7	福祉サービスの 質の向上推進 事業	事業内容	
本年度		千円 17,966	1 福祉サービスの第三者評価事業 12,474千円 福祉サービスの第三者評価を導入・推進することにより、事業者の自主的なサービスの質の向上を促し、利用者の適切なサービス事業者の選択を支援します。 (1) 評価機関の指定・評価調査員の養成 (2) 評価受審料の一部助成 (3) 対象領域の拡大 〈養護老人ホーム・地域療育センター・情緒障害児短期治療施設の評価開始〉
前年度		29,946	
差 引		△ 11,980	2 福祉調整委員会事業 5,492千円 福祉保健サービスに対する市民からの苦情相談に応じ、中立・公正な立場で、サービス提供者(市、区又は事業者)への調査・調整を行い、今後のサービスの質の向上を含め、苦情の解決をめざします。
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,180	
	市 費	16,786	

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付 (11ページ：8番) 162,424,379千円

在宅(居宅)サービス 83,580,108千円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防防支援

地域密着型サービス

12,608,536千円

- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
7,756,760千円(再掲)

施設サービス(介護保険3施設) 58,783,836千円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 7,451,899千円

- ・高額介護サービス費
- ・特定入所者介護サービス費 等

2 地域支援事業 (12~13ページ) 4,305,614千円

介護予防事業 433,562千円 (12ページ：9番)

- ・介護予防普及啓発活動支援事業
- ・はっらっシニアプログラム
- ・訪問指導事業
- ・脳力向上プログラム
- ・介護予防推進費

包括的支援事業 2,946,002千円 (13ページ：10番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 926,050千円 (13ページ：11番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・高齢者食事サービス事業 等

3 その他事務費 5,989,552千円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス (14ページ：12番) 1,356,805千円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・在宅重度要介護者家庭サポート事業
- ・認知症高齢者対策事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・訪問指導事業
- ・地域の見守りネットワーク構築支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業(あんしん電話貸与等)
- ・高齢者等住環境整備事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・中途障害者支援事業
- ・療養通所介護促進事業

5 低所得者の利用者負担助成事業 (15ページ：13番) 97,092千円

- ・社会福祉法人による利用者負担助成
- ・在宅サービス利用者負担助成

介護保険事業費会計

一般会計

8	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第3期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、要介護認定、保険料の徴収、保険給付等を行います。 また、介護保険事業計画等の見直しを行います。																																					
	本年度	千円 172,719,545	1 被保険者 (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約69万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約125万人																																					
	前年度	159,475,989	2 要介護認定 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約12万人																																					
	差引	13,243,556	3 保険給付 介護保険給付費 162,424,379千円 (1) 在宅介護サービス給付費 83,580,108千円 (2) 地域密着型サービス給付費 12,608,536千円 (3) 施設介護サービス給付費 58,783,836千円 (4) 高額介護サービス給付費等 7,451,899千円																																					
本年度の財源内訳	国	33,248,747	4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額<月額換算>4,150円 (平成18～20年度) (2) 税制改正に伴う激変緩和措置の延長 〈拡充〉 平成18、19年度の2年間の予定であった税制改正に伴う保険料負担増の激変緩和措置を20年度に限り延長します。																																					
	県	24,666,201																																						
	第1号保険料	35,105,536																																						
	第2号保険料	50,455,422																																						
	基金繰入金等	2,444,267																																						
	市費	26,799,372																																						
(3) 低所得者に対する保険料減免基準の見直し 〈拡充〉 収入基準 年120万円→年150万円(単身世帯) 資産基準 1,050万円→350万円(単身世帯) ※資産基準：平成19年度中に低所得者減免を受けていた被保険者については、経過措置として旧基準を適用																																								
(4) 所得段階別保険料																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>割合</th> <th>対象者</th> <th>保険料年額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.50</td> <td>生活保護受給者・老齢福祉年金受給者</td> <td>24,900円(月2,075円)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.50</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者(本人年金80万円以下等の者)</td> <td>24,900円(月2,075円)</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.65</td> <td>本人、世帯とも市民税非課税者(第2段階を除く者)</td> <td>32,370円(月2,698円)</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>1.00(基準額)</td> <td>本人市民税非課税、世帯市民税課税者</td> <td>49,800円(月4,150円)</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>1.10</td> <td>市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)</td> <td>54,780円(月4,565円)</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>1.25</td> <td>市民税課税者(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)</td> <td>62,250円(月5,188円)</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>1.50</td> <td>市民税課税者(合計所得金額250万円以上700万円未満の者)</td> <td>74,700円(月6,225円)</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>2.00</td> <td>市民税課税者(合計所得金額700万円以上の者)</td> <td>99,600円(月8,300円)</td> </tr> </tbody> </table>					所得段階	割合	対象者	保険料年額(月額)	第1段階	0.50	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	24,900円(月2,075円)	第2段階	0.50	本人、世帯とも市民税非課税者(本人年金80万円以下等の者)	24,900円(月2,075円)	第3段階	0.65	本人、世帯とも市民税非課税者(第2段階を除く者)	32,370円(月2,698円)	第4段階	1.00(基準額)	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800円(月4,150円)	第5段階	1.10	市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)	54,780円(月4,565円)	第6段階	1.25	市民税課税者(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	62,250円(月5,188円)	第7段階	1.50	市民税課税者(合計所得金額250万円以上700万円未満の者)	74,700円(月6,225円)	第8段階	2.00	市民税課税者(合計所得金額700万円以上の者)	99,600円(月8,300円)
所得段階	割合	対象者	保険料年額(月額)																																					
第1段階	0.50	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者	24,900円(月2,075円)																																					
第2段階	0.50	本人、世帯とも市民税非課税者(本人年金80万円以下等の者)	24,900円(月2,075円)																																					
第3段階	0.65	本人、世帯とも市民税非課税者(第2段階を除く者)	32,370円(月2,698円)																																					
第4段階	1.00(基準額)	本人市民税非課税、世帯市民税課税者	49,800円(月4,150円)																																					
第5段階	1.10	市民税課税者(合計所得金額150万円未満の者)	54,780円(月4,565円)																																					
第6段階	1.25	市民税課税者(合計所得金額150万円以上250万円未満の者)	62,250円(月5,188円)																																					
第7段階	1.50	市民税課税者(合計所得金額250万円以上700万円未満の者)	74,700円(月6,225円)																																					
第8段階	2.00	市民税課税者(合計所得金額700万円以上の者)	99,600円(月8,300円)																																					
5 介護保険事業計画等の見直し 平成18年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について、介護保険運営協議会の意見や高齢者実態調査等を踏まえながら見直し、次期計画(計画期間：平成21～23年度)を策定します。																																								

9	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者の介護予防に関する意識の啓発を図ります。また、特定高齢者(国の基準に該当する虚弱な高齢者)等を対象に、要介護状態等となることの予防や重度化の防止のために、原則介護予防ケアプランに基づき必要なサービスを提供します。
本 年 度		千円 433,562	1 介護予防普及啓発活動支援事業 38,390千円 介護予防に関する知識の普及等を図り、高齢者自らが日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践するきっかけづくりを行います。
前 年 度		296,622	(実施内容) (1) 介護予防普及啓発活動 (2,070回) (2) 介護予防講座 〈新規〉 (702回) (3) リーフレット、手帳等の作成 (4) 地域介護予防活動支援 (420回)
差 引		136,940	
本年度の 財源内訳	国	83,763	2 はつらつシニアプログラム(通所型介護予防事業) 105,275千円 特定高齢者を対象に、運動プログラム、口腔ケア・栄養改善プログラムを提供することで、心身の機能向上を目指すとともに、要介護状態となることを予防します。(延べ72コース) (1) 運動プログラム 筋力やバランス感覚等の身体をコントロールする能力及び歩行能力の向上を図ります。 (1区2コース:計36コース) (2) 口腔ケア・栄養改善プログラム 口腔機能の維持・向上や、必要な栄養素を効率的に摂取する知識等の普及を図ります。 (1区2コース:計36コース)
	県	41,881	
	第1号 保険料	63,659	
	第2号 保険料	103,865	
	その他	927	
	市 費	139,467	
3	訪問指導事業(訪問型介護予防事業)	32,833千円	特定高齢者を対象に、介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。 (延べ訪問回数 6,888回)
4	脳力向上プログラム(認知症予防事業)	43,193千円	一般高齢者を対象に、認知症予防プログラムを実施することで、認知症により介護が必要となる高齢者の増加を防ぎます。 (1区2コース:計36コース)
5	介護予防推進費 〈拡充〉	213,871千円	介護予防事業を適正かつ効果的に実施するため、特定高齢者の把握、特定高齢者を決定するための医師による生活機能評価、介護予防施策の評価を行います。

10	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲	事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。	
本年度	千円 2,946,002	1 地域包括支援センター運営事業 2,939,416千円 地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援などを行います。	
前年度	2,744,090	2 ケアマネジメント推進事業 6,586千円 研修の開催や事例集の作成等により、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員の支援体制の充実を図ります。	
差引	201,912		
本年度の財源内訳	国	996,124	
	県	497,602	
	1号保険料	466,886	
	市費	985,390	

11	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※8「介護保険事業」の再掲	事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行い、また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を行います。	
本年度	千円 926,050	1 介護給付費適正化事業 〈拡充〉 32,079千円 サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。	
前年度	995,371	2 介護相談員派遣事業 21,647千円 介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。	
差引	△ 69,321	3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 248,671千円 要介護者のうち一定の要件を満たした方に、紙おむつの給付を行います。(延べ月数 34,425月)	
本年度の財源内訳	国	331,687	4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 383,770千円 高齢者用市営住宅等において、生活援助員などによる緊急時の対応を確保します。(対象戸数 4,968戸)
	県	165,843	5 在宅重度要介護者家庭援護金給付事業 4,953千円 在宅で重度要介護者を介護し一定要件を満たす家庭介護者に対し、援護金を給付します。(対象者 42人)
	1号保険料等	159,702	6 高齢者食事サービス事業 221,126千円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行います。 (延べ食数 686,000食)
	市費	268,818	

12	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅要援護高齢者に対し必要な支援をし、また、介護保険の対象とならない方にも自立支援を目的としたサービスを提供します。	
本年度		千円	1,356,805
前年度			1,503,388
差引			△ 146,583
本年度の財源内訳	国		68,038
	県		29,393
	その他		617
	市費		1,258,757
4	高齢者等住環境整備事業		72,654千円 身体状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費の助成を行います。
5	認知症高齢者対策事業 〈拡充〉		32,816千円 認知症理解への普及啓発や、相談、緊急対応等を実施します。また、介護サービス事業者等に対し、若年性認知症に関する研修を実施します。
6	在宅高齢者虐待防止事業 〈拡充〉		23,329千円 在宅高齢者への虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行います。また、訪問調査等対応時の連絡体制の整備や、緊急対応ベッドの確保を行います。
7	緊急ショートステイ床確保事業		22,167千円 介護者の急病等、緊急にショートステイを利用したい場合の受入枠を確保します。
8	中途障害者支援事業 〈拡充〉		414,071千円 脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。また、従来、区が行っていたリハビリ教室を活動センターに移行して実施します。
9	訪問指導事業		131,334千円 療養上の指導が必要な方と家族等に対し、保健師等が訪問による保健指導を行います。
10	療養通所介護促進事業 〈拡充〉		10,500千円 療養通所介護事業を開始する事業所に対し、設備等の助成を行います。また、事業所開設後の利用者の重症化への対応として必要な設備等の助成を行います。
11	地域の見守りネットワーク構築支援事業 〈新規〉		11,000千円 高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。
2	高齢者ホームヘルプ事業		388,727千円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 〈拡充〉 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。医療ニーズが高く、訪問看護等を利用している対象者の利用について、要件緩和を実施します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。提供上限時間を現行週3時間から週1回1.5時間に見直します。
2	ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与事業		113,366千円 あんしん電話（緊急通報装置）等の給付・貸与を行います。シルバーカーについては、要支援・要介護認定を受けていない虚弱なひとり暮らし高齢者等を対象とします。
3	在宅重度要介護者家庭サポート事業		16,196千円 在宅重度要介護者のいる高齢者世帯等の支援のため、生活支援スタッフを派遣します。

13	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担助成を行います。 1 社会福祉法人による利用者負担助成 29,589千円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し利用者負担を軽減した場合に、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えたとき、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円(単身世帯) (2) 預貯金等の上限額 350万円(単身世帯) 2 在宅サービス利用者負担助成 67,503千円 低所得で特に利用料の負担が困難な方に対し、訪問介護などの在宅サービスの利用者負担について一部助成し、10%の利用者負担を、所得に応じて3%または5%等に軽減します。 ・対象者要件は「社会福祉法人による利用者負担助成」と同じ
本年度	千円 97,092		
前年度	108,356		
差引	△ 11,264		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	22,191	
		—	
	市費	74,901	

14	地域密着型サービス推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供するため、地域密着型サービスの整備を進めます。 国の交付金を活用し、採択された範囲内で民間事業者の施設の整備等に対し助成するほか、小規模多機能型居宅介護事業においては、本年度から市費で開設初年度の運営費等の補助も行います。 1 小規模多機能型居宅介護事業所整備促進事業 〈拡充〉291,200千円 (1) 運営費等補助(市費) 〈新規〉 上限 7,000千円 27か所 (2) 初度設備等の購入費補助(国費) 〈新規〉 上限 3,000千円 9か所 (3) 工事費等補助(国費) 上限15,000千円 5か所 2 認知症高齢者グループホーム整備事業 75,018千円 工事費等補助(国費) 上限15,000千円 5か所
本年度	千円 366,218		
前年度	1,245,694		
差引	△ 879,476		
本年度の財源内訳	国	177,000	
	県	—	
		—	
	市費	189,218	

15	特別養護老人ホーム整備事業等	事業内容	
本年度	千円 6,336,583	1 特別養護老人ホーム整備事業 6,075,583千円 在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。 (1) 継続 1,292床 (前年度 554床) (2) 新規 1,114床 (前年度1,260床 ※うち58床は小規模特養で単年度終了事業) 計 2,406床 (前年度1,814床) 整備数累計 20年度末 11,552床	
前年度	3,825,738	2 福祉人材緊急確保事業 〈新規〉 236,000千円	
差引	2,510,845	(1) 特別養護老人ホーム処遇改善事業 施設職員の処遇改善等に充てる経費を助成します。(22年度までの時限事業) (2) 施設職員等キャリアアップ支援事業 職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費を助成します。 (3) 介護職場イメージアップ事業	
本年度の財源内訳	国	—	3 海外からの介護福祉人材就労支援事業 〈新規〉 25,000千円
	市債	5,272,000	経済連携協定に基づく介護福祉人材が円滑に就労できるよう、受入施設への助成等を行います。
	諸収入	24,500	
	市費	1,040,083	

【特別養護老人ホーム整備一覧】

	施設名(仮称)	建設地	設置運営主体 (社会福祉法人)	定員			しゅん工予定
				特養	ショート	デイ	
継続	ラポール保土ヶ谷	保土ヶ谷区峰沢町	いきいき福祉会	80	20		20年度
	サニーヒル横浜	旭区上川井町	隆徳会	130	20		20年度
	ヴィラ桜ヶ丘	旭区上白根町	兵庫福祉会	80	20		20年度
	峰の郷(増築)	磯子区峰町	峰延会	32	0		20年度
	新吉田	港北区新吉田町	怡土福祉会	100	20		20年度
	鴨志田	青葉区鴨志田町	龍岡会	120	20	○	20年度
	緑園都市睦愛園	泉区岡津町	睦愛会	110	10		20年度
	フォーシーズンズグライムこもれび(増築)	緑区三保町	白鳳会	20	0		20年度
	横浜よさこいホーム	緑区北八朔町	愛生福祉会(高知県)	120	20	○	20年度
	ヴィラ都筑	都筑区大圃町	平成記念会	100	20	○	20年度
	田谷の里	栄区田谷町	愛生福祉会(名古屋市)	100	20		20年度
	けいあいの郷 緑園	泉区岡津町	敬愛	110	10		20年度
	大樹の郷	青葉区恩田町	緑樹会	100	20		20年度
	てるてる園	青葉区奈良町	泰明会	90	0		20年度
14か所 計1,292床				1,292	200		
新規	ハピネス都筑	都筑区牛久保町	ファミリー	100	10	○	21年度
	愛生苑	瀬谷区瀬谷町	(仮称)愛生会	90	10		21年度
	くぬぎ台(増築)	保土ヶ谷区川島町	怡土福祉会	60	0		21年度
	陽光会	旭区今宿一丁目	(仮称)陽光会	100	10		21年度
	奉優会	旭区川井宿町	奉優会	90	10		21年度
	ヴィラ南本宿	旭区南本宿町	関西中央福祉会	80	20	○	21年度
	支えあいの家	港北区新吉田町	(仮称)至誠会	90	10		21年度
	北八朔(増築)	緑区北八朔町	怡土福祉会	70	10		21年度
	来夢の里	戸塚区汲沢町	(仮称)横浜来夢会	100	20		21年度
	ウェルフェアリビング	泉区和泉町	(仮称)横浜慶心会	134	14		21年度
	イコロの森 青葉	青葉区奈良町	創生会(福岡市)	200	20		21年度
11か所 計1,114床				1,114	134		
特養建設補助				2,406	334		

16	老人クラブ 助成事業等		事業内容 高齢者のための仲間づくりや健康づくりなど諸活動の支援を行います。また、新たに、高齢者のための施設優待利用促進事業を実施します。
本年度		千円 292,415	1 老人クラブ助成事業 265,038千円 (1) 老人クラブ運営費助成 ア 単位クラブ (1,840クラブ) イ 市・区老人クラブ連合会 (2) 高齢者いきいき活動支援事業 (3) 高齢者社会参加活動サポーター設置事業
前年度		271,213	2 高齢者スポーツ・体操等振興事業 5,777千円 (1) 健康増進体操 (14か所) (2) 体操・レクリエーション指導者養成 (3) 地域健康体操・レクリエーション教室助成 (25か所)
差引		21,202	3 高齢者のための優待施設利用促進事業 〈新規〉 21,600千円 高齢者の社会参加の促進と高齢者に敬意を払う社会の醸成を目的として、文化施設をはじめとする優待対象施設を確保し、優待証を交付します。
本年度の財源内訳	国	43,914	
	県	—	
		—	
	市費	248,501	

17	敬老特別乗車証 交付事業		事業内容 高齢者の社会参加を支援するために敬老特別乗車証を交付します。 利用者負担額については、今後の事業費の増加を踏まえ、見直しを行うとともに、負担区分を増やします。(20年10月実施) また、ICカード導入の検討を進めます。
本年度		千円 9,917,823	1 交付対象者 70歳以上の市内在住者で交付を希望する方 積算人数 318,194人
前年度		9,484,195	2 利用可能な交通機関 市営バス、市内を運行する民営バス、市営地下鉄 金沢シーサイドライン
差引		433,628	3 利用者負担額 (年額)
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,497,507	
	市費	8,420,316	

負担区分	19年度	20年度
生活保護受給者等	無料	無料
市民税非課税者	2,500円	3,200円
市民税課税で合計所得金額250万円未満	5,000円	6,500円
合計所得金額250万円以上700万円未満		8,000円
合計所得金額700万円以上	15,000円	19,500円

Ⅲ 身体・知的・精神障害者施策の一体的推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者自立支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。＜拡充＞【事業概要18】
	障害者自立支援法負担額助成事業	障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、低所得者のサービス利用を支援するため、利用者負担額の助成を行います。【事業概要20】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害者・児が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要22】
	障害者短期入所事業	障害者の家族が、疾病等により障害者を介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。また、精神科病院からの退院や在宅生活継続の検討などのために、一時入所サービスを実施します。＜拡充＞
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	障害者相談支援事業	障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。＜拡充＞【事業概要24】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。＜新規・拡充＞【事業概要26】
	障害者自立生活アシスタント派遣事業	知的障害者援護施設や障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者に対して、支援を行います。＜拡充＞【事業概要26】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害者・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。（社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業・機能強化型障害者日中活動事業）【事業概要27】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が、障害者地域活動ホーム・障害者施設等に通所し、創作的活動、機能訓練等を行います。
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害者・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給付・貸与を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行なうことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。【事業概要29】

2 その他の事業

その他の事業	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。＜拡充＞【事業概要19】
	在宅心身障害者手当給付事業	在宅の心身障害者に対し、手当を支給することにより、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的とします。【事業概要21】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。【事業概要21】
	自殺予防対策事業	増加する自殺者・自殺未遂者を減少するために、心の病や自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の充実、関係機関との連携等を図ります。＜新規・拡充＞【事業概要24】
	発達障害者支援法体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害者・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害者・者の福祉の向上を図ります。＜一部新規＞【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う障害者地域就労支援センターの運営費の助成等を行います。また、障害者の就労の場の確保・拡大や障害者の就労に対する市民の理解促進のため事業を行います。＜拡充＞【事業概要25】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。＜拡充＞【事業概要26】
	精神障害者退院促進支援事業	精神障害者の社会的自立の促進を目的として、長期入院している精神障害者のうち症状が安定し受入条件が整えば退院可能な方に対し、退院促進支援を行います。【事業概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市との協体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。また、精神科病院が保護室を増床するための費用の一部を補助し、精神科救急患者の受入状況を改善します。＜新規＞【事業概要29】
	重度重複障害者デイサービス事業	在宅の重度重複障害者に対して、通所による療育訓練等を行うことで運動機能の低下を防止するとともにその発達を促します。
重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要30】	

18	障害者グループホーム設置運営事業		事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 5,013,174	1 設置費補助 〈拡充〉 163,914千円 新設 40か所（知的・身障30、精神10） 移転 7か所（知的5、精神2）
前年度		4,921,115	2 運営費補助 〈拡充〉 4,814,586千円 457か所（知的・身障395、精神62） うち新規 40か所（知的・身障30、精神10） （1）運営基本費（国基準＋加算） （2）家賃補助（月額家賃1／2） （3）サービス管理費（バックアップ事務費から転換） （4）体験入居費 （5）水道料金補助（補助率30%→40%） ※（2）、（3）については、市外者対象外。
差引		92,059	3 法定事業移行支援 34,674千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費、県費対象事業）への移行を支援します。（平成18年度から3年間を目処に実施）
本年度の財源内訳	国	976,896	
	県	488,448	
		—	
	市費	3,547,830	

19	小規模通所施設補助事業		事業内容 1 障害者地域作業所助成事業 1,231,615千円 地域作業所の運営に対し、設置費、運営費、借地借家費等の経費を助成します。 身障・知的 58か所（うち新規2か所）、移行13か所 精神 11か所（うち新規1か所）、移行15か所 2 小規模通所施設設置運営費補助事業 〈拡充〉 3,400,627千円 法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家費等の経費を補助します。 （1）小規模通所授産施設 身障・知的 18か所 精神 3か所 （2）地域活動支援センター、経過的小規模通所施設 身障・知的 98か所 精神 50か所 （うち新規8か所） 3 法定事業移行支援 153,731千円 運営委員会の法人格取得と法定事業（国費・県費対象事業）への移行を支援します。また、個別給付事業所への移行にあたっての設備整備費補助金を拡充します。（平成18年度から3年間を目処に実施） （1）現行施設の環境改善等の場合〈平成19年度開始〉 3,000千円（1か所あたり・補助限度額） （2）移転・新設の場合 〈拡充〉 10,000千円（1か所あたり・補助限度額）
本年度		千円 4,785,973	
前年度		4,731,968	
差引		54,005	
本年度の財源内訳	国	1,085,373	
	県	503,936	
	その他	6	
	市費	3,196,658	

20	障害者自立支援法 負担額助成事業		事業内容 障害者自立支援法施行に伴い導入された定率の利用者負担額について、旧制度においては負担のなかった低所得者のサービス利用を支援するため、本市独自に利用者負担額の全額助成を行います。（平成18年度から3年間を目処に実施） 1 対象者 （1）市民税非課税世帯に該当する利用者 （障害者自立支援法で低所得1、低所得2に区分） （2）在宅サービス利用者（入所施設利用者を除く） 2 対象見込み数 約4,500人 3 障害者自立支援法の利用者負担の階層区分と上限額																				
本年度	千円 179,491		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">世帯の所得等の状況</th> <th>上限額 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">市民税課税世帯</td> <td>市民税課税所得割16万円以上</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税所得割16万円未満</td> <td>37,200円 (9,300円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低所得2</td> <td rowspan="2">市民税非課税世帯</td> <td>低所得1以外の者</td> <td>24,600円 (6,150円)</td> </tr> <tr> <td>本人の年収が80万円以下の者</td> <td>15,000円 (3,750円)</td> </tr> <tr> <td>生活保護</td> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	世帯の所得等の状況		上限額 ※	一般	市民税課税世帯	市民税課税所得割16万円以上	37,200円	市民税課税所得割16万円未満	37,200円 (9,300円)	低所得2	市民税非課税世帯	低所得1以外の者	24,600円 (6,150円)	本人の年収が80万円以下の者	15,000円 (3,750円)	生活保護	生活保護世帯		0円
区分	世帯の所得等の状況			上限額 ※																			
一般	市民税課税世帯	市民税課税所得割16万円以上	37,200円																				
		市民税課税所得割16万円未満	37,200円 (9,300円)																				
低所得2	市民税非課税世帯	低所得1以外の者	24,600円 (6,150円)																				
		本人の年収が80万円以下の者	15,000円 (3,750円)																				
生活保護	生活保護世帯		0円																				
前年度	438,428																						
差引	△ 258,937																						
本年度の財源内訳	国	—																					
	県	—																					
		—																					
	市費	179,491																					

※（ ）内は居宅・通所サービス利用者の場合。
上限額等について、今後、更なる軽減策が実施される予定。

21	在宅心身障害者 手当給付事業等		事業内容 1 在宅心身障害者手当給付事業 1,874,645千円 在宅の心身障害者に対し、心身障害者の生活の安定に寄与することを目的として手当を支給します。また今後の制度のあり方について検討を行います。 （1）対象者 次の要件に該当し、毎年4月1日及び10月1日現在横浜市内に在住する障害児・者（施設入所者を除く）（H17.10.1以降、65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外） （2）支給額等																				
本年度	千円 2,290,680		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> <th>支給人数(前期)</th> <th>支給人数(後期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最重度</td> <td>60,000円</td> <td>1,582人</td> <td>1,616人</td> </tr> <tr> <td>重度</td> <td>35,000円</td> <td>42,118人</td> <td>42,418人</td> </tr> <tr> <td>中度</td> <td>25,000円</td> <td>11,956人</td> <td>11,990人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>55,656人</td> <td>56,024人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	支給人数(前期)	支給人数(後期)	最重度	60,000円	1,582人	1,616人	重度	35,000円	42,118人	42,418人	中度	25,000円	11,956人	11,990人	計	—	55,656人	56,024人
区分	年額	支給人数(前期)		支給人数(後期)																			
最重度	60,000円	1,582人	1,616人																				
重度	35,000円	42,118人	42,418人																				
中度	25,000円	11,956人	11,990人																				
計	—	55,656人	56,024人																				
前年度	2,246,915																						
差引	43,765																						
本年度の財源内訳	国	62,516																					
	県	—																					
	その他	251,387																					
	市費	1,976,777																					

2 心身障害者扶養共済事業 416,035千円
障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
（1）年金支給額 1口 20,000円/月
（2）制度変更（4月～）
ア 掛金、弔慰金、脱退一時金の額の改定
イ 減免に適用期間を設定（通算2年間、新規加入者のみ）

22	障害者 居宅介護事業		事業内容 身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者がホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス及びガイドボランティア事業を利用して在宅生活を送れるよう支援します。
本年度		千円 4,093,208	1 障害者ホームヘルプ事業 3,214,025千円 (1) 対象者 障害程度区分1以上の障害者及び1～3級の身体障害児、知的障害児、精神障害児 (2) 総利用時間見込 1,134,841時間
前年度		5,769,018	2 障害者ガイドヘルプ事業 822,883千円 (1) 対象者 単独で外出することが困難な次の障害児・者 ア 1・2級の視覚障害児・者 イ 1・2級の脳性まひ等全身性障害児・者 ウ 知的障害児・者 エ 精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 375,249時間
差引		△ 1,675,810	3 障害者ガイドボランティア事業 56,300千円 (1) 対象者 障害者ガイドヘルプ事業に準ずる (2) 利用回数 4時間まで1回として12回/月 (通学・通所は片道1回)
本年度の 財源内訳	国	2,041,369	
	県	1,026,168	
	使用料・ 手数料	642	
	市費	1,025,029	

23	障害者 移動支援事業		事業内容 障害者等の移動を支援し、社会参加を促進します。
本年度		千円 3,226,172	1 ハンディキャブ事業 〈拡充〉 63,986千円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付き小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。[運行車両6台・貸出車両2台] ・拡充内容 運行時間の延長（8～20時 → 8～22時）
前年度		3,154,506	2 重度障害者タクシー料金助成事業 437,787千円 バス・地下鉄等の利用が困難な重度障害児・者に、タクシー利用料の一部を助成します。 〈拡充〉 (1) 助成額 1乗車につき630円限度 (2) 対象者（65歳以降の新規身体障害者手帳取得者は対象外） ア 身体障害1・2級（下肢・体幹・視覚・内部） イ 知的障害IQ35以下/ウ 身体障害者3級かつIQ50以下
差引		71,666	(3) 拡充内容 助成限度額の引上げ（590円→630円）
本年度の 財源内訳	国	31,993	3 障害者施設等通所者交通費補助事業 273,492千円 障害者施設に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所に要する交通費を補助します。
	県	15,997	4 特別乗車券交付事業 2,450,907千円 市営バス・地下鉄・金沢シーサイトライオン市内を運行する民営バスが利用できる無料乗車券を交付します。 ・対象者 ①身体障害(1～4級) ②知的障害(IQ50以下) ③精神障害(1～3級)
		—	
	市費	3,178,182	

24	障 害 者 相 談 支 援 事 業 等		事業内容
	本 年 度	千円 438,707	1 相談支援事業 402,055千円 障害者が地域で暮らすために生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域でのネットワーク化を図ります。 また、発達障害に対する支援体制を拡充するため、発達障害者支援センター機能を強化します。
	前 年 度	447,056	(1) 地域活動ホーム 16か所 ア 法人運営型地域活動ホーム 15か所 実施区：鶴見、神奈川、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷 イ 機能強化型地域活動ホーム 1か所（中区）
	差 引	△ 8,349	(2) 障害児・者福祉施設等 5か所 横浜療育医療センター、十愛病院、てらん広場、青葉メゾン、花みずき
本年度の財源内訳	国	60,014	(3) 発達障害者支援センター 〈拡充〉 拡充内容 人員体制等センター機能の強化
	県	14,534	
		—	
	市 費	364,159	2 発達障害者支援法体制整備事業 25,209千円 市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を目指します。
			(1) 対象者 高機能自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等
			(2) 事業内容 ア 発達障害者支援体制整備事業 409千円 福祉、教育、医療等の専門家からなる検討委員会により発達障害支援施策の検討を行います。
			イ 発達障害者支援開発事業 〈新規〉 24,800千円 発達障害児・者への発達支援や家族支援などの支援手法を開発するためのモデル事業を実施し、事業の有効性等の検証を行い、具体的な支援施策に結び付けます。
			3 自殺予防対策事業 11,443千円 平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたことに伴い、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援を図ります。
			(1) 市民を対象とした普及啓発事業の実施 〈拡充〉
			(2) 支援者向け研修会の実施 〈拡充〉
			(3) 自殺対策連絡協議会等の運営
			(4) 自殺者の親族等に対する相談等の実施
			(5) 横浜市における自殺の現状を把握するための調査研究 〈新規〉
			(6) 職員を研修等に派遣
			(7) 南区役所と共同で、市民を対象とした講演会を実施 〈新規〉 【区】※区局連携事業

25	障 害 者 就 労 支 援 事 業		事業内容
	本 年 度	千円 251,326	<p>1 就労支援センター運営事業 〈拡充〉 187,105千円 ※港区のセンター運営費は総合保健医療センターの指定管理料に含む。</p> <p>(1) 障害者の就労相談、職場開拓、定着支援等を行う就労支援センターの運営費を補助します。 [既設] 7か所(神奈川、西、旭、磯子、港北、緑、戸塚) [新設] 1か所(平成21年1月予定)</p> <p>(2) 障害者を効果的に就労につなげるため、職場体験実習・企業実習事業を実施します。</p> <p>(3) 全センターで3障害に対応できる体制づくりと労働・教育等の関係機関とのネットワーク作りを進めます。</p>
前 年 度	256,867	<p>2 就労支援強化事業 8,872千円</p> <p>(1) 職業能力開発プロモート事業 各種セミナーや人材育成研修を実施し、関係機関との連携により、職業能力開発事業を推進します。</p> <p>(2) 職業安定所等関係機関連絡調整事業等 合同面接会や雇用促進街頭キャンペーンを実施し、市民向けの啓発を行います。</p>	
差 引	△ 5,541		<p>3 就労の場の拡大事業 34,908千円</p> <p>(1) 共同受注事業 企業開拓等を行い、市立授産所をはじめ民間施設・事業所等へ作業を斡旋します。(事業費は、受注開拓専任の嘱託職員の人件費)</p>
本年度の財源内訳	国	7,700	
	県	—	
	その他	8,608	
	市 費	235,018	
			<p>4 就労に向けたスキルアップ事業 14,431千円</p> <p>(1) 精神障害者社会適応訓練事業 就業が困難な精神障害者の作業能力の向上を図るとともに、社会的自立を促進するため、精神障害者の就労訓練に協力した事業所に対して奨励金を交付します。</p> <p>(2) 障害者農業就労援助事業 知的障害者を対象に農業研修を行い、農家や事業所への就労を支援します。 (平成19年度から、障害者自立支援法に基づく就労移行・継続支援事業に移行)</p>
			<p>5 知的障害者雇用事業 〈拡充〉 6,010千円 知的障害者を雇用し、雇用のノウハウを企業や就労支援機関などへ情報提供することにより、障害者雇用の一層の促進を図ります。 ・雇用者数 2名(うち20年度1名増)</p>

26	障害者の 地域生活移行支援		事業内容
	本年度	千円 2,681,993	1 精神障害者生活支援センター運営事業 495,649千円 精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。
	前年度	2,235,743	(1) 運営形態 A型（公設型）指定管理者による管理運営 B型（民設型）運営団体への助成
	差引	446,250	(2) 設置状況 〈拡充〉 A型 [既設] 6 か所 神奈川区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、緑区、栄区 B型 [既設] 5 か所 南区、旭区、金沢区、都筑区、泉区 [新設] 3 か所 西区、青葉区、戸塚区
本年度の 財源内訳	国	286,958	(3) 生活支援事業 〈新規〉 地域支援事業：区内の他の施設を利用した相談、交流の機会などの提供 宿泊支援事業：日常生活上の調整や生活体験の拡大を目的とした宿泊訓練の実施
	県	146,979	2 障害者自立生活アシスタント派遣事業 179,189千円
		—	単身等で地域で生活する知的障害者・精神障害者に対して、専任の支援職員（自立生活アシスタント）が、その特性を踏まえた支援を行い、地域生活の継続を実現することを目的とします。
	市費	2,248,056	(1) 実施施設 ア 知的障害者施設・障害者地域活動ホーム 15か所で実施（新規1か所） 〈拡充〉 イ 精神障害者生活支援センター・生活訓練施設 5か所で実施（新規2か所） 〈拡充〉
			(2) 支援内容 ア 訪問による支援（助言等）衣食住・健康管理に関する支援、消費生活・余暇活動に関する支援 イ コミュニケーション支援 対人関係の調整、職場・通所先との連絡調整 ウ 緊急時対応 利用者の緊急事態に対応
			3 精神障害者退院促進支援事業 40,636千円 精神科病院に1年以上入院している精神障害者で、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である方に対し、専任の自立支援員による退院のための訓練を行うことで精神障害者の社会的自立を促進します。
			(1) 委託事業所 精神障害者生活支援センター 4か所（神奈川区、栄区、緑区、旭区） (2) 自立支援員数 8名（1委託事業所あたり2名配置）
			4 自立生活移行支援助成事業 〈拡充〉 1,966,519千円 障害者の「地域生活移行・継続」と「就労促進」を目的として障害者支援施設等に助成を行い、運営の安定化と障害者支援の向上を図ります。
			(1) 事業内訳 ア 地域生活移行・継続支援事業 自活訓練棟支援事業、居宅等訪問支援事業、個別支援事業等 イ 就労促進支援事業 体験就労支援事業、個別支援事業
			(2) 拡充内容 個別給付事業所の開設等の設備整備費を拡充します。 10,000千円／1か所・補助限度額（19年度 2,500千円／1か所）

27	障害者地域活動ホーム運営事業	事業内容 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。		
本年度	千円	1,786,724千円		
前年度		(1) 設置状況 15か所 (前年度 15か所) 鶴見区、神奈川区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区		
差引		2,792,440		
本年度の財源内訳	国	2,680,438		
	県	(2) 実施事業 ア 日中活動事業(障害者自立支援法に基づく事業) 生活介護、自立訓練、地域活動支援センター事業等を実施		
	その他	イ 重度重複障害者デイサービス事業 鶴見区、南区、港南区、金沢区、港北区、栄区、泉区、瀬谷区		
	市費	ウ 相談支援事業 ※ 障害者相談支援事業にて計上 エ 生活支援事業 ショートステイ、一時ケア、余暇活動支援、おもちゃ文庫		
2 機能強化型		1,005,716 千円		
(1) 設置状況 22か所 (前年度 22か所)		(従来型予算を含む)		
(2) 実施事業		ア 相談支援事業 1か所 (前年度 1か所)		
イ 日中活動事業 (障害者自立支援法に基づく事業)		地域活動支援センター事業を実施		
ウ 生活支援事業				
3 従来型				
(1) 設置状況 1か所 (前年度 1か所)				
(2) 実施事業		・ 生活支援事業		
		社会福祉法人型	機能強化型	
標準規模		1,200㎡	400㎡	
運営主体		社会福祉法人 (運営委員会を設置)	運営委員会 市社協に委託・補助	
事業内容	相談支援事業	実施	実施 (1か所)	
	日中活動事業	実施	実施	
	重度重複障害者デイサービス	実施 (8か所)	—	
	生活支援事業	ショートステイ	実施	実施
		一時ケア	実施	実施
		余暇活動支援	実施	実施
		おもちゃ文庫	実施	実施 (4か所)
地域交流・ボランティア活動支援	実施	実施		
※活動ホーム内に地域作業所が設置されている				

28	障害者施設整備事業等		事業内容
本年度	千円 5,611,315		1 障害者施設整備事業 4,272,165千円 (1) 障害者が自立した日常生活を送るために必要な指導や支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。 ア 建設 2か所 (ア) 障害福祉サービス事業所 西区障害者就労支援型施設(継続) (21年度開所予定) (イ) 障害者支援施設 保土ヶ谷区(継続) (22年度開所予定)
前年度	2,381,447		イ 設計 1か所 (ア) 障害福祉サービス事業所 鶴見区障害者就労支援型施設 (23年度開所予定)
差引	3,229,868		(2) 既存施設等が新体系に移行する際に必要となる基盤整備を行う法人に対し、改修費等の助成を行います。 〈新規〉 ・助成か所数 38か所
本年度の財源内訳	国	324,744	2 障害者地域活動ホーム整備事業 369,194千円 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である障害者地域活動ホームを整備する法人に対し、設計費及び建設費の助成を行います。 (1) 建設 1か所 西区(継続) (21年度開所予定) (2) 設計 2か所 中区、青葉区 (22年度開所予定)
	県	790,985	
	市債 財産収入	2,823,632	
	市費	1,671,954	
3	精神障害者生活支援センター整備事業 109,278千円 在宅の精神障害者が地域で安定した日常生活を送るための支援を行う生活支援センターを整備します。 ・設計等 4か所 港北区(21年度開所予定) 鶴見区、中区、瀬谷区(22年度開所予定)		
4	松風学園運営事業(再整備事業) 〈新規〉 4,000千円 松風学園の再整備にあたり、民間の資金及び施設の整備・管理・運営ノウハウを最大限活用し、施設整備費の節減と効率的な運営を行うため、PFI事業の導入可能性について調査を実施します。		
5	横浜市総合リハビリテーションセンター管理運営費(職能評価開発事業費) 2,856千円 障害者自立支援法の障害福祉サービスの対象とならない方等を対象にした職能訓練コースを、就労移行支援(障害者自立支援法に基づく事業)に準ずるものとして位置づけるとともに、利用者負担額の均衡を図るため、利用料金を定めます。 (実施時期:平成20年7月 利用料金:障害者自立支援法に基づく就労移行支援単価の1割)		
6	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール管理運営事業 853,822千円 団体での貸切利用料金を設定していなかった施設について、負担の公平化を図るため団体貸切利用料金を設定しました。		

29	精神科 医療体制の充実	
本年度		千円 4,560,200
前年度		4,389,145
差引		171,055
本年度の財源内訳	国	2,068,556
	県	—
	その他	504
	市費	2,491,140

事業内容

1 精神科救急医療対策事業 268,006千円
神奈川県、川崎市との協力体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。

(1) 精神科救急医療の受入体制

区分		昼間 8:30～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00	深夜 22:00～ 翌8:30
受入医療機関	初期救急	平日	医療機関の通常診療	準基幹病院
		休日	初期救急医療施設 ※土曜日は 13:00～17:00	
	二次救急	平日	病院の通常診療	準基幹病院
		休日	当番病院	
	三次救急	平日	協力病院	基幹病院
		休日	基幹病院	
				基幹病院

基幹病院：夜間・深夜・休日の二次・三次救急の受入れを行う病院

(県立芹香病院、北里大学東病院、市大センター病院、川崎市立川崎病院、昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院、横浜市立みなと赤十字病院計7病院29床)

準基幹病院：当番で、夜間の初期・二次・三次救急の受入れを行う病院

当番病院：当番で、休日昼間の初期・二次救急の受入れを行う病院

協力病院：輪番で、平日昼間の三次救急や基幹病院からの後方移送を受け入れる病院

(2) 精神科救急医療情報窓口

本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。

(3) 精神科身体合併症転院受入病院 (全3病院14床)

身体疾患をもつ精神疾患患者の入院治療に対応するため、身体合併症患者の転院を受け入れる体制を整える病院に対して補助します。

- 2 精神科救急協力病院保護室整備事業 **〈新規〉** 13,186千円
協力病院が保護室を増床するために必要な整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
- 3 精神障害者医療費公費負担事業 4,143,922千円
措置入院患者の医療保険自己負担分を公費によって負担します。
自立支援医療(精神通院医療)については、医療保険を優先した上で、自己負担が原則1割(所得等により月額上限設定あり)となるよう公費により負担します。
- 4 精神障害者入院医療援護金助成事業 135,086千円
精神科病院に入院している精神障害者のうち一定の要件を満たす患者に対して、月1万円を助成します。

30	重度障害者 医療費援助事業		事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 8,400,055千円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身障1・2級 イ IQ35以下 ウ 身障3級かつIQ50以下 (2) 対象人数 ア 被用者保険加入者 13,260人 イ 国民健康保険加入者 11,025人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 25,479人 計 49,764人 2 更生医療給付事業 2,619,458千円 身体障害者が、障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際に、医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象人員 1,353人
	本年度	千円 11,019,513	
	前年度	9,988,127	
	差引	1,031,386	
本年度の 財源内訳	国	1,303,630	
	県	4,262,230	
	その他	753,192	
	市費	4,700,461	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

31	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 91,685,059千円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 (1) 対象見込世帯 38,052世帯（前年度 37,238世帯） (2) 対象見込人員 51,377人（前年度 51,284人） (3) 生活扶助基準 ア 標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子の場合） 1か月 162,170円（前年度同額） イ 母子加算の段階的廃止（2年目） 1か月 15,510円 → 7,750円 (4) 中国残留邦人生活支援給付金へ移行 ²⁹ ページ「33」参照 2 被保護者自立支援プログラム事業 〈拡充〉 140,235千円 各区に就労支援専門員を配置するとともに、無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施し、被保護者の就労支援を推進します。 また、モデル区に年金相談専門員を配置し、被保護者の年金受給資格の精査、年金に関する相談援助、年金裁定請求手続きの支援等を行い、他法他施策の一層の活用を図ります。 3 生活保護者法外援護費 96,892千円 施設入所者への日用品費助成の段階的廃止（2年目） 1か月 3,000円 → 1,500円
	本年度	千円 92,640,297	
	前年度	92,585,270	
	差引	55,027	
本年度の 財源内訳	国	68,451,931	
	県	—	
	その他	1,970,573	
	市費	22,217,793	

32	寿地区対策、ホームレス・生活困窮者支援事業		事業内容 寿地区住民、ホームレス・生活困窮者を対象に、福祉的援助を行います。 1 寿地区対策 382,223千円 (1) 寿町労働福祉センター運営費補助事業 運営主体：(財)寿町勤労者福祉協会 事業内容：診療所・図書館・娯楽室等の運営管理 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区緊急援護対策事業 食券・宿泊券等の援護を行います。 (4) 寿町なんでもSOS班事業 (5) 一般援護費等 2 ホームレス支援 420,891千円 (1) ホームレス自立支援事業 〈拡充〉 ・ホームレス自立支援施設「はまかぜ」の管理運営 ・巡回相談指導(相談員の増員、巡回時間増) (2) ホームレス保健サービス支援事業 〈拡充〉 ・巡回保健相談(看護師巡回時間増) (3) ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業) 3 生活困窮者支援 地域日常生活自立支援事業 〈新規〉 4,380千円 生活保護受給相談者のうち、保護受給に至らない生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援をモデル実施します。
本年度	千円 807,494		
前年度	927,807		
差引	△ 120,313		
本年度の財源内訳	国	144,085	
	県	—	
	その他	363	
	市費	663,046	

33	中国残留邦人援護対策事業		事業内容 中国残留邦人等の生活に対する不安、不便の解消を図り地域社会への早期定着を促進し、適切な援助を行い自立を助長します。 また、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、老齢基礎年金の支給を受けてもなお生活の安定が図れない世帯に対し、中国残留邦人生活支援給付を実施します。 1 中国残留孤児帰国者日本語講座等補助金 3,240千円 2 中国残留邦人生活支援給付 907,287千円 (1) 生活支援給付 〈新規〉 老齢基礎年金の満額支給に加えて、その者の属する世帯収入が一定の基準を満たさない場合には生活支援給付を行います。 <28年度「31」再掲> (2) 支援・相談員による支援 〈拡充〉 従来より設置している中国帰国者援護相談員に加え、新たに支援・相談員を増員します。
本年度	千円 910,527		
前年度	7,490		
差引	903,037		
本年度の財源内訳	国	690,252	
	県	—	
	その他	351	
	市費	219,924	

34	後期高齢者等医療事業等 (後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、一般会計)		事業内容			
	本年度	千円 75,750,766	1 後期高齢者医療事業 〈新規〉 48,723,234千円 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」と）と市町村が共同して運営します。広域連合においては被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課等を行い、本市においては保険料の徴収、被保険者証の交付の申請受付等を行います。 (1) 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方 (2) 被保険者数 299,960人 (3) 自己負担 外来・入院ともに、原則定率1割負担 現役並み所得者は、定率3割負担 (ただし、入院については、月額上限あり。 低所得者には減額制度あり。) (4) 公費負担割合 現役並み所得者以外の医療給付費は、保険料、支払基金交付金(各保険者からの拠出金)及び公費(国・県・市)によってまかなわれます。			
	前年度	198,786,644				
	差引	△ 123,035,878				
本年度の財源内訳						
	国	7,718,085				
	県	1,929,521				
	保険料等	42,166,422				
	市費	23,936,738				
現役並み所得者の医療給付費は、全額支払基金交付金でまかなわれます。						
		保険料	支払基金	国	県	市
		10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
(5) 保険料						
被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額が保険料となります。保険料の算定基準は、各都道府県の所得水準等で決定します。						
ア 賦課割合						
均等割 39% 所得割 61% (神奈川県内)						
(平均的な所得水準の広域連合 均等割 50% 所得割 50%)						
イ 賦課限度額(年間)						
500,000円						
ウ 保険料率						
均等割額 39,860円 所得割率 7.45%						
エ 低所得者及び被扶養者の保険料軽減						
(ア) 低所得者→世帯の所得に応じて保険料(均等割額)を7割、5割、2割軽減						
(イ) 被扶養者→制度加入時から2年間の保険料(均等割額)を5割軽減(所得割額を賦課しない)						
※被扶養者には、このほかに国における特別措置として平成20年度については保険料負担の凍結あり。						
2 老人保健医療事業		27,027,532千円				
平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることに伴い、老人保健制度は平成20年3月31日で終了となりました。						
平成20年度の実施内容は、平成20年3月診療分と月遅れ請求分のみとなります。						

35	国民健康 保険事業 (国民健康保険 事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。					
	本年度	千円 297,518,014	1	被保険者数 956,125人 (前年度 1,199,900人)				
	前年度	299,166,919	2	世帯数 570,699世帯(前年度 694,100世帯)				
	差引	△ 1,648,905	3	一部負担金割合 3割 ただし、義務教育就学前未満は2割、前期高齢者は1割(現役並み所得者は3割)				
本年度の 財源内訳	国	61,816,557	4	高額療養費 一部負担金が一定の限度額を超えた場合に、高額療養費を支給します。				
	県	13,020,964	5	出産育児一時金 1件 35万円				
	その他	198,179,833	6	葬祭費 1件 5万円				
	市費	24,500,660	7	出産費受領委任払 35万円以内で必要額を医療機関等に支払います。				
8 保険料								
(1) 本年度も引き続き市費の繰入れ等を行います。 (市費繰入額：一般法定給付費及び後期高齢者支援金の5.5%)								
(2) 平成20年4月から新たに発足した後期高齢者医療制度への財政負担として、後期高齢者支援金を拠出します。(財源：国・県・市費、保険料)								
(3) 賦課限度額 医療給付費分47万円(前年度56万円)、介護納付金分9万円(前年同) 後期高齢者支援金分12万円(20年度新規)								
<保険料率の比較>								
	賦課割合		医療分料率		介護分料率		支援分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
本年度	50%	50%	35,780円	1.05	12,350円	0.34	6,620円	0.18
前年度	50%	50%	42,620円	1.52	13,520円	0.45		
9 特定健康診査・保健指導 <新規>								
40歳から74歳までの横浜市国民健康保険加入者に対し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査、及びその結果に応じた保健指導を実施します。(財源：国・県・市費、保険料、自己負担)								
(1) 対象者数 645,700人								
(2) 健診実施率 20%								
(3) 保健指導利用率 20%								
(4) 自己負担額 特定健診：課税者 1,200円、非課税者 400円 保健指導：無料								

36	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容
			1 小児医療費助成事業 6,204,974千円 小児の医療費にかかる自己負担分を助成します。
			対象者及び見込数 (1) 0～就学前児(入・通院) 184,511人 (2) 就学～中学卒業(入院) 1,020件
			2 ひとり親家庭等医療費助成事業 〈拡充〉 1,680,234千円 ひとり親家庭等の医療費にかかる自己負担分を助成します。 21年1月から、通信制高校に在学している場合も、18歳から20歳未満まで助成を延長します。
本年度		千円 7,885,208	
前年度		8,886,180	
差引		△ 1,000,972	
本年度の財源内訳	国	—	(1) 対象者(所得制限あり)
	県	1,920,921	ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童
	その他	160,699	(2) 対象人員 43,889人
	市費	5,803,588	

37	難病患者への支援		事業内容
			難病患者等に各種福祉保健サービスを提供し、療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、安定した療養生活の確保、自立と社会参加の促進を図るとともに患者及びその家族の生活の質(QOL)の向上を目指します。
			1 ホームヘルプサービス 利用者数 延307人
			2 日常生活用具給付 給付件数 15件
本年度		千円 45,414	3 短期入所 利用日数 延7日
前年度		63,210	4 医療相談 相談会等実施回数 38回
差引		△ 17,796	5 訪問指導相談 訪問件数 600件
本年度の財源内訳	国	9,370	6 療養支援計画策定・訪問診療 実施回数 1回
	県	915	7 外出支援サービス 実施回数 延720回
		—	8 民間住宅あんしん入居 利用者数 2人
	市費	35,129	9 難病患者一時入院 利用日数 延495日
			10 在宅重症患者外出支援 利用件数 延299回

38	公害健康被害者等への支援（一般会計・公害被害者救済事業費会計）		事業内容
	本年度	千円 815,383	1 一般会計 773,553千円 公害健康被害の補償等に関する法律及び石綿による健康被害の救済に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。
	前年度	813,908	(1) 公害健康被害補償事業 698,652千円 (2) 公害保健福祉事業 2,957千円 (3) 環境保健事業 43,157千円 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 1,890千円 (5) 石綿健康被害対策事業〈新規〉 14,877千円 ア 石綿ばく露健康リスク調査（環境省受託事業） イ 石綿の健康影響調査 (6) 公害被害者救済事業費会計繰出金 12,020千円
	差引	1,475	2 公害被害者救済事業費会計 41,830千円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。
	本年度の財源内訳		(1) 給付事業費等 27,599千円 (2) 公害保健センター事業費 14,231千円
	国	34,860	
	県	—	
	その他	751,202	
	市費	29,321	

V 健康づくりの支援と疾病予防

39	市民の健康づくり推進事業		事業内容
	本年度	千円 63,205	市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。
	前年度	60,549	1 「健康横浜21」推進事業 43,997千円 (1) 「健康横浜21推進会議」の開催（3回予定） (2) 重点取組分野の推進 重点取組3分野（①食習慣の改善、②身体活動・運動の定着、③禁煙・分煙の推進）の目標達成のため、引き続き全区において推進事業を展開します。
	差引	2,656	(3) 「健康横浜21」の進捗状況調査〈新規〉 「健康横浜21」の重点取組3分野における進捗状況を把握するための意識調査等を実施します。
	本年度の財源内訳		2 健康増進事業 19,208千円 (1) 健康相談 生活習慣改善相談、訪問指導 (2) 健康手帳の交付
	国	5,410	
	県	—	
	その他	4,641	
	市費	53,154	

40	健康診査事業等		事業内容 1 健康診査事業 484,927千円 特定健診の対象者に含まれない40歳以上の生活保護受給者及び後期高齢者に対して、健康診査を実施します。 実施見込人員41,000人(前年度 基本健診200,000人) 実施場所 実施医療機関 受診回数 年1回 検査項目 血圧測定、尿検査、血液検査等
本年度	千円 503,679		2 C型肝炎ウイルス検査事業等 18,752千円 (1) 緊急肝炎ウイルス検査(平成21年3月まで) 他に検査の受診機会のない市民に対し、受診者負担額無料の検査を医療機関に委託して実施します。 実施見込人員 230人(前年度500人) 受診者負担額 無料
前年度	2,214,731		(2) 肝炎ウイルス検査 40歳以上の者に対し、他の検診とあわせて検査を医療機関に委託して実施します。 実施見込人員 6,200人(前年度22,610人) 受診者負担額 1,200円
差引	△ 1,711,052		(3) 講演会・相談会の実施 市民を対象に開催(実施予定回数4回)
本年度の財源内訳	国	7,656	
	県	—	
	諸収入	262,515	
	市費	233,508	

41	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び各区福祉保健センター等で実施します。 なお、肺がん検診については、個別医療機関でモデル事業に取り組むとともに、子宮がん、乳がん検診については、40、45、50歳になる女性を対象に個別通知による受診勧奨を行うなど、受診者数の増加を図ります。			
本年度	千円 1,679,778		〈拡充〉			
前年度	1,557,345					
差引	122,433					
本年度の財源内訳	国	—	区分	対象	今年度	前年度
	県	—	胃がん検診	40歳以上 (1年に1回)	50,500人	53,900人
	その他	4,924	肺がん検診	40歳以上 (1年に1回)	15,770人	11,200人
	市費	1,674,854	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	71,600人	56,100人
			乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	29,100人	26,200人
			大腸がん検診	40歳以上 (1年に1回)	93,500人	96,100人
			PSA検査 (前立腺)※	50歳以上の男性 (1年に1回)	34,100人	35,200人
			計		294,570人	278,700人

※前年度は基本健康診査等事業で実施

VI 地域医療の充実と救急医療体制の確保

42	緊急産科医療 総合対策	事業内容	
本年度	千円 183,164	<p>1 女性医師等人材確保対策事業 〈新規〉 39,000千円 医師や看護師などが安心して働き続けることができる環境を整備します。 (1) 院内保育所整備費助成 (2) 24時間院内保育促進助成 (3) ワークシェア推進助成</p> <p>2 緊急産科医療対策事業 45,840千円 安心して出産できる環境を確保するため、医療機関の連携推進や助産所の活用に取り組みます。 (1) セミオープンシステム推進事業 (2) 助産所嘱託医療機関確保対策事業 〈新規〉 (3) 早期産後ケア促進事業 〈新規〉 (4) 助産師スキルアップ支援事業 (5) 助産所等設置促進事業 〈新規〉</p> <p>3 周産期救急医療対策事業 〈拡充〉 98,324千円 周産期の救急患者の受入れを促進するため、二次救急医療機関の体制確保経費や周産期センターの運営費に助成を行います。</p>	
前年度	104,644		
差引	78,520		
本年度の 財源内訳	国		—
	県		—
	—	—	
	市費	183,164	

43	小児科二次救急 医療の充実	事業内容	
本年度	千円 271,758	<p>1 小児救急拠点病院への支援 (1) 小児救急拠点病院運営費助成 163,000千円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う医療機関に助成を行います。 ・小児救急拠点病院（7病院） 北部病院、労災病院、東部病院、市民病院、横浜医療センター、みなと赤十字病院、南部病院 (2) 小児救急拠点病院機能強化対策 90,000千円 小児救急拠点病院の機能強化（小児科常勤医9人以上体制）に助成を行います。 (平成19年度から平成21年度までの3か年事業) ア 小児科医等の確保のための支援 医師・看護師の人件費等への助成 イ 医師確保のための魅力ある職場づくり 〈新規〉 小児科医の臨床指導・研修等の支援</p> <p>2 小児科病院群輪番制 18,758千円 夜間・休日において、輪番制による小児科の二次救急医療体制を確保します。</p>	
前年度	297,795		
差引	△ 26,037		
本年度の 財源内訳	国		—
	県		46,160
	—	—	
	市費	225,598	

44	救急医療体制の確保		事業内容
本年度	千円 1,242,682		1 初期救急医療対策事業 (1) 初期救急医療対策事業 314,299千円 ア 休日急患診療所運営助成事業 市内18か所の休日急患診療所に対して、運営費の助成を行います。 イ 夜間急病センター運営助成事業 市内2か所の夜間急病センターに対して、運営費の助成を行います。 南西部夜間急病センター(泉区) 北部夜間急病センター(都筑区)
前年度	1,259,805		(2) 救急医療センター運営事業 138,426千円 指定管理者制度により運営を行います。 ア 夜間急病センター(桜木町) 内科・小児科 午後6時～深夜0時 眼科・耳鼻いんこう科 午後8時～深夜0時 イ 救急医療情報センター(201-1199) 24時間365日、救急医療機関を案内します。 ウ 小児救急電話相談(201-1174) お子さんが急な病気などの時に、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 平日：午後6時～深夜0時 土曜：午後1時～深夜0時 日曜、祝日、年末年始：午前9時～深夜0時
差引	△ 17,123		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	49,519	
	その他	53	
	市費	1,193,110	
2 二次救急医療対策事業			
(1) 病院群輪番制 227,894千円 夜間・休日の入院を必要とする救急患者の受け入れ体制を確保するため、病院群輪番制に対して運営費の助成を行います。 ・参加病院数 48病院(平成20年4月1日現在) ・診療科目 内科・外科(市内3ブロック)、急性心疾患(市内1ブロック)			
(2) 小児救急拠点病院への支援(35ページ 43の1の再掲) 253,000千円 小児救急拠点病院に助成を行います。			
(3) 小児科病院群輪番制(35ページ 43の2の再掲) 18,758千円 夜間・休日において、輪番制による小児科の二次救急医療体制を確保します。			
(4) 周産期救急医療対策事業(35ページ 42の3の再掲) 30,324千円 周産期の二次救急医療機関の体制確保経費の助成を行います。			
3 三次救急医療対策事業			
(1) 多発外傷や急性心疾患・脳血管疾患などの重篤な患者に対応する救命救急センターに運営費の助成を行います。 89,594千円			
(2) 妊娠、出産から新生児に至る周産期の重篤な患者に対応する周産期センターの運営費に助成を行います。(35ページ 42の3の再掲) 68,000千円			
4 その他			
(1) 横浜DMAT(災害派遣医療チーム・略称「YMAT」)運営事業<拡充>4,244千円 市内で発生した列車脱線事故等、複数の重症者が発生した災害現場で消防と連携して救命医療を行うYMAT(協力病院より派遣)の運営を行います。			
(2) 歯科保健医療推進事業 98,143千円 夜間・休日の救急歯科診療や心身障害児・者、在宅寝たきり高齢者の歯科診療体制を確保するため、横浜市歯科保健医療センター等に助成を行います。			

45	地域医療の充実		事業内容
本年度	千円 498,990		1 在宅療養連携推進事業 〈拡充〉 3,146千円 在宅療養における質の高いサービスの提供を図るため、医療・介護の連携を推進します。 (1) モデル事業の実施 (2) 医師、事業者等による検討会の実施
前年度	480,933		2 医療連携推進事業 4,300千円 地域の病院、診療所等の連携を推進し、切れ目のない効果的な医療提供体制の実現を目指す、医療機関等の取組に対し、支援を行います。 (1) 地域の医療連携推進組織への支援 1,300千円 (2) 地域連携パス調査・研究助成 3,000千円
差引	18,057		3 医療人材確保対策事業 491,544千円 (1) 市内医療機関の看護師確保支援 〈新規〉 13,000千円 ア 医療機関合同の就職説明会の実施 イ 潜在看護師復職支援研修等への助成 (2) 看護専門学校への補助等 439,544千円 (3) 女性医師等人材確保対策事業 〈新規〉 39,000千円
本年度の財源内訳	国	—	〈35ページ 42の1の再掲〉
	県	—	
	—	—	
	市費	498,990	

46	地域医療の基盤整備		事業内容
本年度	千円 6,877,478		1 南西部地域中核病院整備調整事業 500千円 国立病院機構横浜医療センターを南西部地域中核病院として位置づけることに伴い、調整を行います。
前年度	6,612,967		2 地域中核病院支援事業 656,249千円 地域中核病院の建設資金等の借入れに伴う利子補助を行います。 (1) 済生会横浜市南部病院 (昭和58年開院) (2) 昭和大学横浜市北部病院 (平成13年開院) (3) 済生会横浜市東部病院 (平成19年開院)
差引	264,511		3 病院事業会計繰出金 6,220,729千円 市立病院が実施している、救急医療などの政策的医療等について、繰出を行います。 (1) 市民病院 1,735,024千円 (2) 脳血管医療センター 2,908,892千円 (3) みなと赤十字病院 1,576,813千円
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	貸付金 元利収入	50,000	
	市費	6,827,478	

Ⅶ 健康で安全・安心な暮らしの支援

47	感染症・食中毒対策事業等		<p>事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時においては被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するため、次の事業を実施します。</p> <p>1 感染症・食中毒対策事業 20,430千円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発や検査の実施により、事件の発生を未然に防止します。事件発生時には、関係者への迅速な調査により、感染源や原因の特定を行い、被害の拡大防止を図ります。</p> <p>2 結核・感染症発生動向調査事業<拡充> 40,136千円 市内における感染症患者の発生状況や病原体の情報を収集・解析し、医療機関等と共有することにより効果的な感染症予防策を実施します。 20年度から、新たな感染症等を早期に探知するため疑似症サーベイランスを開始します。</p> <p>3 結核特別対策事業 21,836千円 高齢者等の結核ハイリスク者を対象に健診・治療支援、医療従事者等の研修を行い、感染拡大防止を図ります。</p> <p>4 結核医療・健康管理事業 187,082千円 結核接触者、施設入所者等を対象に健康診断を行い結核の早期発見及びまん延防止を図ります。 また、適正な結核医療を確保するため、感染症診査協議会を運営するとともに、医療費を負担します。</p> <p>5 エイズ・性感染症予防対策事業 <拡充> 66,229千円 エイズ対策推進体制や相談・検査・医療体制の整備、正しい知識の普及・啓発を行います。 また、市民の利便性を高めるため、これまでの平日・土曜日の検査体制から、新たに日曜日にも、当日に結果のわかる、ニーズの高い即日検査を実施し、検査機会の拡大を図ります。</p> <p>6 予防接種事業 <拡充> 2,720,662千円 各種予防接種を医療機関及び福祉保健センター（ポリオのみ）で実施します。 なお、麻しん・風しん予防接種については、19年春の麻しん流行を機に国が策定した麻しん排除計画（※）に基づき、20年度から新たに、麻しんの予防接種を1回しか受けていない世代のうち中学1年生と高校3年生（麻しん及び風しんに既に罹患した者を除く）を対象に、5年間補足的に実施します。 ※24年度までに国内の麻しんを排除することを目的としたもの。</p> <p>7 衛生研究所運営事業 109,512千円 地域保健対策等を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係行政部局と連携して、保健衛生に関する試験検査、調査研究を行います。 また、感染症、食中毒等の発生に備えて検査体制の強化、情報の収集・解析・提供を行います。</p>
本 年 度	千円 3,230,772		
前 年 度	2,928,336		
差 引	302,436		
本年度の財源内訳	国	163,856	
	県	45,019	
	その他	27,382	
	市 費	2,994,515	

48	新型インフルエンザ 対 策 事 業		事業内容 新型インフルエンザは、誰もが免疫を持たないため、発生時には短期間に爆発的に広がることが予想されています。このため、発生後に体制を整えることは困難であることから、事前に必要な資機材や体制を整備します。
本 年 度		千円 40,681	1 資機材の整備 〈拡充〉 39,981千円 患者発生時に治療等の拠点となる地域中核病院等に 必要な資機材（陰圧テント、感染防護服等）を整備し ます。
前 年 度		7,503	2 発生時に備えた体制の整備 700千円 (1) 訓練・研修の実施 患者発生時に迅速に対処できるよう、医療機関や 福祉保健センターによる対応訓練を行います。
差 引		33,178	(2) 市民への啓発 流行時のパニックを防止し、市民が正しく対処で きるよう、啓発用チラシを配布するとともに、福祉 保健センターの相談体制を整備します。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,000	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	39,681	

49	医療安全推進事業等		事業内容
本 年 度		千円 32,013	1 医療安全推進事業 〈拡充〉 8,810千円 (1) 医療安全相談窓口の機能強化 医療に関する相談や苦情に対応し、患者・家族と 医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における 患者サービスの向上の促進を図ります。 また、専任相談員として医療ソーシャルワーカー の嘱託員を配置し、相談機能を強化します。
前 年 度		25,662	(2) 医療安全研修会の充実 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等 を目的に、医療従事者や市民を対象とした医療安全 研修の充実を図ります。
差 引		6,351	2 薬務事業 10,421千円 薬局・医薬品販売業・毒物劇物販売業などの許認可 及び監視指導等を行います。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—	
	県	—	
	その他	30,978	
	市 費	1,035	3 医療指導事業 12,782千円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視） 業務及び許認可業務を通して、良質な医療の提供や医 療安全の推進を図ります。

50	食の安全確保事業		事業内容 市民の食の安全・安心を確保するため、市民意見を反映し、監視や検査を強化して実施します。
本年度	千円 212,559		1 食品衛生監視指導等事業 72,599千円 飲食店等の食品関係営業施設への監視指導や残留農薬の検査等を実施します。
前年度	217,396		2 食の安全強化対策事業〈拡充〉 14,801千円 (1) ノロウイルス食中毒予防対策事業 福祉施設等の監視指導や、原因となりうる二枚貝の検査を実施します。
差 引	△ 4,837		(2) アレルギー食品検査事業 重篤な健康危害に繋がる恐れのある、乳・卵等のアレルギー物質の検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	17,394	(3) 遺伝子組換え食品検査事業 対象食品を増やし、検査を強化します。
	県	—	(4) 食肉加工品等監視事業 食肉加工品製造業の監視を実施するほか、原材料の確認のためのDNA解析検査を実施します。
	その他	234,037	3 BSE(牛海綿状脳症)等検査事業 33,675千円 21か月齢未満を含め、全頭のスクリーニング検査を実施します。
	市費	△ 38,872	4 市場衛生検査所運営事業 91,484千円

51	快適な生活環境の確保事業		事業内容 市民の快適な生活環境を確保するために、各種事業を実施します。
本年度	千円 88,943		1 環境衛生監視指導事業〈拡充〉 12,637千円 ホテル等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施します。 また、特に温泉施設については、可燃性ガスに係る安全対策をより徹底させるため、重点監視指導を実施します。
前年度	94,010		2 居住衛生対策事業 2,847千円 建築物におけるシックハウスを予防するため策定した「シックハウス対策ガイドライン」に基づき、多数の市民が利用する施設の設置者・管理者へガイドラインの周知及び適切な維持管理の啓発を行います。
差 引	△ 5,067		3 生活環境対策事業 4,165千円 スズメバチ等による刺傷被害の防止や営巣時の対処方法にかかる啓発により、更なる早期発見・早期駆除を推進します。また、駆除業者の指導・育成を行うとともに、駆除費用の補助額を見直します。 補助金額 6,100円/件 (前年度 8,100円/件)
本年度の財源内訳	国	—	
	県	180	
	その他	12,734	
	市費	76,029	

52	動物の保護管理事業		事業内容
本年度	千円 389,814		<p>1 動物愛護管理等事業 101,126千円 (1) 動物愛護管理等事業 〈拡充〉 63,177千円 動物の正しい飼い方の指導及び動物愛護、適正飼育の普及啓発を行います。また、犬・猫の不妊去勢手術の対象に野良猫を含め、頭数を2,500頭に拡充して推進します。</p> <p>(2) 狂犬病予防事業 35,153千円 犬の登録の実施、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等を行います。</p> <p>(3) 災害時ペット対策事業 2,796千円 横浜市獣医師会等と連携し、動物救援本部の運営等について調整を図るほか、ペットケージ等必要な物品の備蓄を行います。</p> <p>2 動物愛護センター（仮称）整備事業 288,688千円 犬や猫の適正飼育普及啓発の拠点として、神奈川区菅田町に動物愛護センター（仮称）を整備します。 （開所予定：平成22年秋）</p> <p>(1) 工事関係費 281,700千円 道路工事、造成工事、センター建設・設備工事</p> <p>(2) その他 6,988千円 管理運営検討、用地管理等</p>
前年度	202,121		
差引	187,693		
本年度の財源内訳	国	53,000	
	市債	228,000	
	その他	132,116	
	市費	△ 23,302	

53	斎場運営事業		事業内容															
本年度	千円 1,106,422		<p>火葬業務を円滑に実施するための市営斎場の管理運営及び民営火葬場を利用する市民に対する補助事業を実施します。</p> <p>1 斎場運営事業 1,075,742千円 市営四斎場の管理運営を行います。</p> <table border="1" data-bbox="651 1429 1385 1659"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>久保山</th> <th>南部</th> <th>北部</th> <th>戸塚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬炉</td> <td>12基</td> <td>10基</td> <td>16基</td> <td>6基</td> </tr> <tr> <td>葬祭ホール</td> <td>—</td> <td>2室</td> <td>4室</td> <td>2室</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 民営斎場使用料補助事業 30,680千円 民営西寺尾火葬場を利用する市民に、市営斎場火葬料との差額の一部を補助します。 補助金額 16,000円/件</p>	区分	久保山	南部	北部	戸塚	火葬炉	12基	10基	16基	6基	葬祭ホール	—	2室	4室	2室
区分	久保山	南部		北部	戸塚													
火葬炉	12基	10基		16基	6基													
葬祭ホール	—	2室		4室	2室													
前年度	1,119,240																	
差引	△ 12,818																	
本年度の財源内訳	国	—																
	県	—																
	その他	707,802																
	市費	398,620																

54	墓地管理運営事業	事業内容 市営墓地及び久保山霊堂の管理運営を行います。 20年度から久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地の墳墓使用者から管理料を徴収し、墓参環境の向上及び墓参道の維持修繕等、サービス向上を図ります。 ・墓地管理料：1区画 5,000円(生活保護受給者2,500円) ・市営3墓地の主なサービス向上計画																			
本年度		千円																			
		261,094																			
前年度		129,752																			
差引		131,342																			
本年度の財源内訳	国	—																			
	県	—																			
	その他	193,095																			
	市費	67,999																			
			事業内容 市営墓地(約37,000区画)																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>久保山墓地</th> <th>三ツ沢墓地</th> <th>日野公園墓地</th> <th>根岸外国人墓地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画数</td> <td>約14,000</td> <td>約7,000</td> <td>※約15,000 (壁面式含む)</td> <td>約1,000</td> </tr> <tr> <td>開設年</td> <td>明治7年</td> <td>明治41年</td> <td>昭和8年 (壁面式平成5年)</td> <td>明治35年</td> </tr> </tbody> </table>				区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地	区画数	約14,000	約7,000	※約15,000 (壁面式含む)	約1,000	開設年	明治7年	明治41年	昭和8年 (壁面式平成5年)	明治35年
区分	久保山墓地	三ツ沢墓地	日野公園墓地	根岸外国人墓地																	
区画数	約14,000	約7,000	※約15,000 (壁面式含む)	約1,000																	
開設年	明治7年	明治41年	昭和8年 (壁面式平成5年)	明治35年																	
			※合葬式墓地6,000体分含まず																		
			2 久保山霊堂 納骨壇2,910基、式場																		

55	メモリアルグリーン事業 (新墓園事業費会計)	事業内容 市民ニーズに対応した、緑豊かな新たな形態の墓園の管理運営を行います。 20年度は19年度に引き続き、使用者募集を行います。				
本年度		千円				
		1,089,965				
前年度		1,416,000				
差引		△ 326,035				
本年度の財源内訳	国	—				
	県	—				
	使用料 手数料	1,089,965				
	市費	—				
			事業内容 1 施設概要 (1) 敷地面積 約61,000㎡ (2) 芝生型墓地 7,500区画 (3) 合葬式樹木型 3か所(3,000体収容) (4) 合葬式慰霊碑型 1か所(12,000体収容) (5) 管理事務所・レストハウス 1棟 (6) 駐車場 約400台			
			2 平成20年度使用者募集数 (1) 芝生型墓地 1,200区画 (2) 合葬式樹木型 300体分 (3) 合葬式慰霊碑型 1,200体分			

HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこうふくし



平成 20 年度 運 営 方 針

誰もが健康で安心して地域で暮らし続けられる
都市横浜を目指して

平成 20 年 5 月

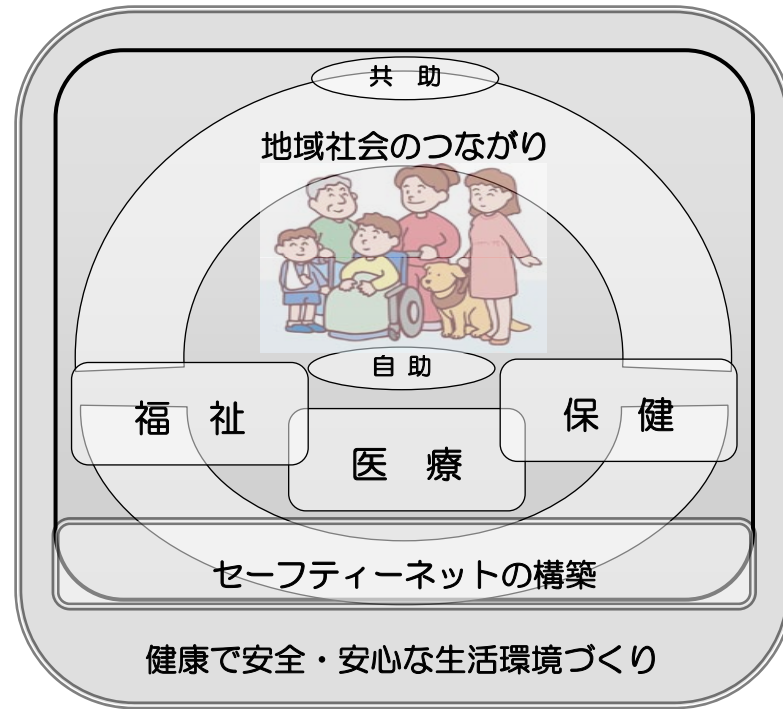
横浜市健康福祉局

◆ 重点推進課題目次 ◆

1 地域福祉保健活動の推進	P	4 生活基盤の安定と自立の支援	P
(1) 地域福祉計画の策定・推進	3	(1) 医療制度改革に伴う新制度の着実な実施	14
(2) 福祉保健センターの機能強化と人材育成	3	(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な執行	14
(3) 民間福祉保健人材確保事業	4	(3) 医療費助成制度の見直し	14
(4) 地域ケアプラザの整備の推進と円滑な運営	4	(4) 国保財政基盤の安定運営に向けた総合的な対策	15
(5) 福祉のまちづくり推進	5	(5) 被保護者の就労支援	15
(6) 地域の見守りネットワーク構築支援事業	5	(6) ホームレスの自立支援	16
(7) 横浜市社会福祉協議会	6	(7) 生活保護関連業務の効率化	16
2 高齢者施策の推進		5 健康づくりの支援と疾病予防	
(1) 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、介護保険料の改定	7	(1) がん検診事業	17
(2) 介護保険制度の適切な運営（給付適正化の推進）	7	(2) 市民の健康づくりの推進	17
(3) 敬老特別乗車証交付事業	7	6 地域医療の充実と救急医療体制の確保	
(4) 高齢者のための優待施設利用促進事業	8	(1) 地域医療の充実	18
(5) 介護予防の推進	8	(2) 救急医療対策の充実	18
(6) 認知症支援及び高齢者虐待防止の推進	9	(3) 在宅における療養連携の推進	19
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備	9	(4) 安心・安全な医療の推進	19
(8) 特別養護老人ホームの整備	10	7 健康で安全・安心な暮らしの確保	
3 障害者施策の推進		(1) 健康危機管理機能強化	20
(1) 障害者プラン（第2期）策定	11	(2) 食の安全強化対策事業	20
(2) 障害者の就労支援の拡充	11	(3) 動物愛護センター（仮称）の整備及び最適な管理運営主体の導入	21
(3) 精神障害者生活支援センターの整備	12	(4) 衛生研究所の再整備に向けた検討	21
(4) 障害者グループホーム整備	12		
(5) 公立障害者施設の最適な運営主体	12		
(6) 障害者自立生活アシスタント	13		
(7) 自殺予防対策	13		
(8) 在宅心身障害者手当の見直し	13		

健康福祉局の目標

子どもから高齢者まで、障害があってもなくても、すべての市民が地域でその人らしく尊厳をもって、健康で安心して暮らし続けられる都市横浜を実現すること。



健康福祉局ではこのように仕事を進めます

- ☆ コンプライアンスを重視します
(法令遵守はもとより、社会状況の変化や市民ニーズに柔軟に応えます)
- ☆ 現場の感覚を大切にするとともに、情報を共有しながら仕事を進めます
- ☆ 市民が安心して暮らせるよう、各部、各局とも連携を図り横断的に事業を展開します
- ☆ 市民主体の地域づくりや支え合い等を、区役所と連携して支援します
- ☆ 民間と協働した事業の展開を図ります

平成20年度 目標実現へ向けての重点推進施策

目標の実現に向け、次の7つの重点推進施策に取り組みます。

1 地域福祉保健活動の推進 (安全・安心な地域 (在宅)

生活を支える地域の新しいつながりの構築)

第2期地域福祉計画(21~25年度)の策定や福祉のまちづくりを推進するとともに、区福祉保健センターの機能強化と人材育成を行います。地域における福祉・保健の拠点として、地域ケアプラザの整備を進めるとともに、その円滑な運営を区とともに支援します。

2 高齢者施策の推進 (高齢者が安心していきいきと暮らせる、在宅・施設のバランスのとれた施策の実施)

次期介護保険事業計画等(21~23年度)を策定します。また、介護保険制度の適正な運営を図るとともに、介護予防の推進、認知症高齢者支援や虐待防止事業の充実など、地域での自立生活を支援します。

3 障害者施策の推進 (障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会づくり)

次期障害者プラン(21~26年度)の策定を行い、地域の拠点施設の整備、障害者の就労支援などを充実します。また、在宅心身障害者手当給付事業のあり方について検討を行います。

4 生活基盤の安定と自立の支援 (生活保障と自立の支援を目的とした施策の充実)

被保護者の就労支援やホームレスの自立支援等を行います。また、医療制度改革に伴う新制度を着実に実施します。

5 健康づくりの支援と疾病予防 (市民一人ひとりの自主的な健康づくりの取組みを支援)

健康横浜 21(13~22年度)を推進し、市民の健康づくりへの支援を充実します。また、がん対策について検診事業を積極的に推進します。

6 地域医療の充実と救急医療体制の確保 (身近な地域で質の高い医療を受けられる体制づくり)

よこはま保健医療プラン(20~24年度)を推進し、地域医療や救急医療対策の充実とともに、安心して出産できる医療体制の整備を進めます。また、医療と介護の連携を図り在宅療養環境を充実します。

7 健康で安全・安心な暮らしの確保 (健康危機発生子予防の視点を中心に対策を展開)

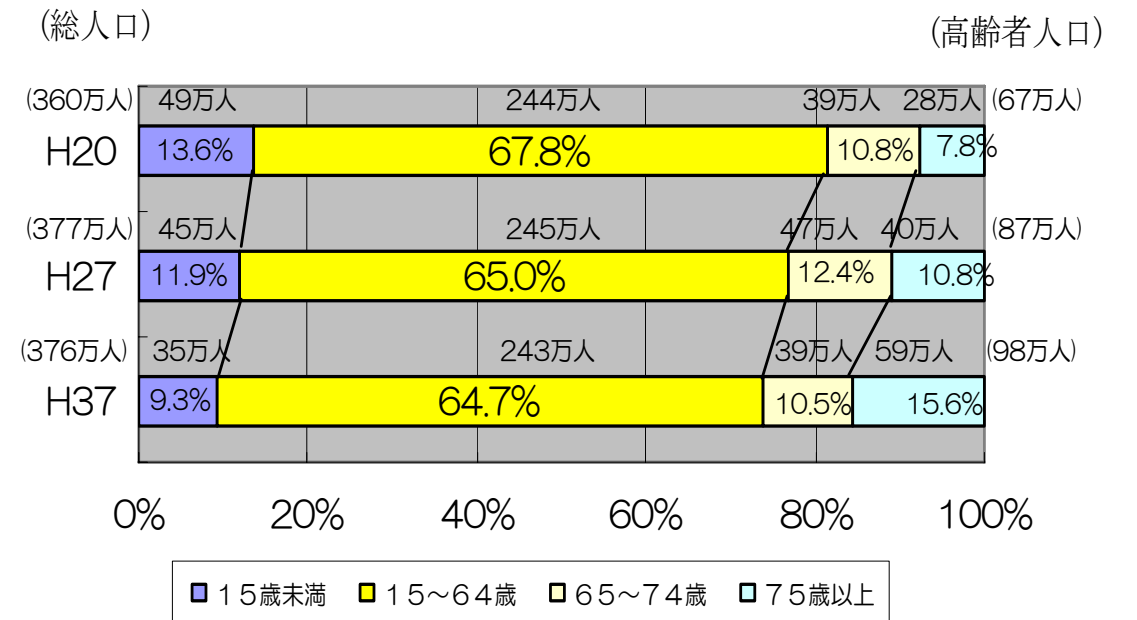
新型インフルエンザ対策などの健康危機管理機能や食の安全対策、生活衛生対策、医療安全対策の強化を図ります。

横浜市の保健福祉医療の状況

○ 人口推計から見える高齢社会

横浜市の将来推計人口によると、少子高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者1人に対する生産年齢人口(15歳~64歳)は、20年の3.7人から37年には2.5人となります。

< 年齢区分別人口推計 >

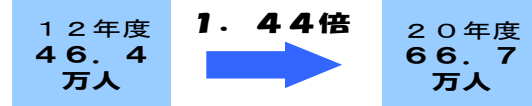


横浜市の保健福祉医療の状況

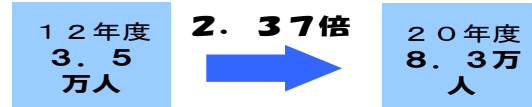
○ 介護保険の実施状況

介護保険については、高齢者人口の増加率以上に、サービス利用者及び給付費が増加しています。

高齢者人口は増加の一途



急速に進む介護サービスの利用

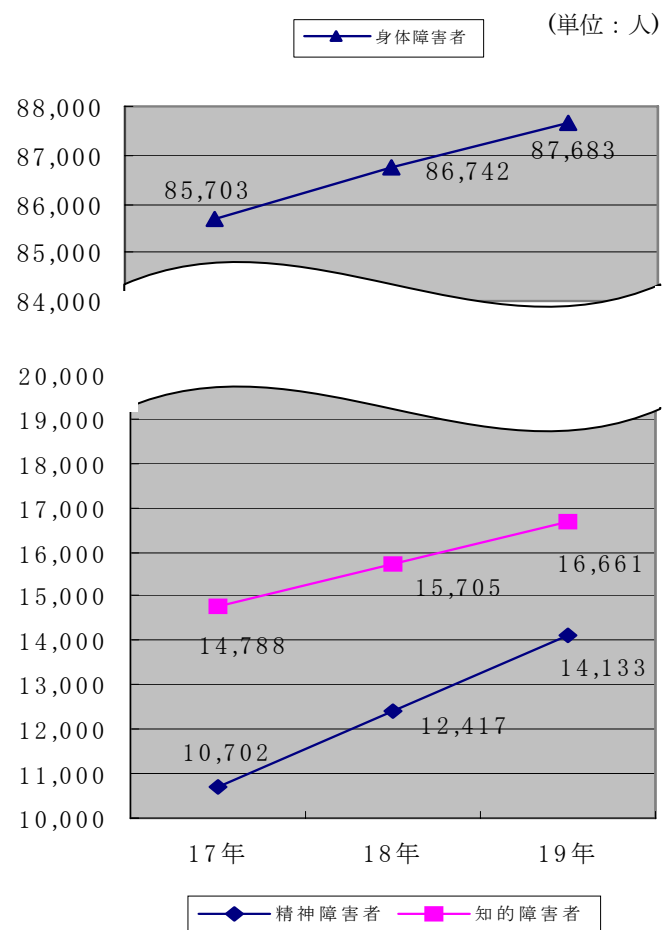


制度の浸透とともに給付費が3倍近くに



○ 障害者手帳所持者数の推移

手帳所持者数は、3障害とも年々増加しています。その中で、身体障害者手帳所持者の約60%が65歳以上となっています。知的障害者手帳所持者は、約60%が18歳から64歳となっています。また、精神障害者数については、精神疾患を有する人で、医療・福祉サービスを利用している人数は、約6万人となっています。



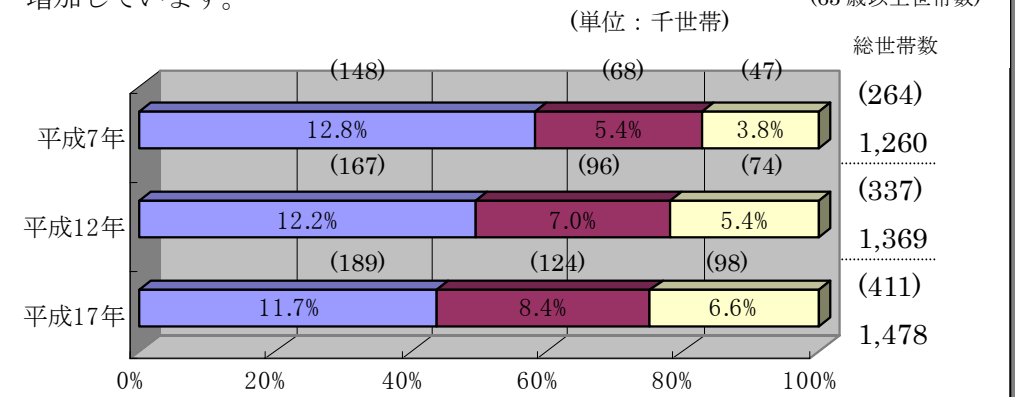
○ 近隣住民どおしの変化 (「横浜市民意識調査」結果)

地域の状況として、あいさつ、立ち話程度のつきあい方は増えていますが、親密なつきあい方をしている人は減少しています。

	顔も良く知らない	道で会えばあいさつぐらいはする	たまに立ち話ぐらいはする	気のあった人と親しくしている	困ったとき、相談したり助け合ったりする
昭和50年	4.8%	34.1%	26.0%	17.3%	14.5%
昭和63年	5.1%	41.5%	29.6%	12.4%	11.3%
平成19年	9.5%	46.9%	29.7%	6.3%	7.6%

○ 65歳以上の世帯の状況 (「国勢調査」結果)

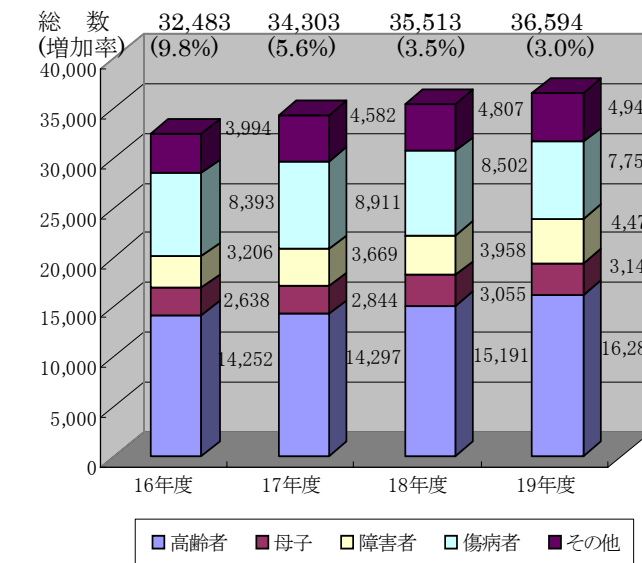
高齢者の単身及び夫婦のみの世帯数は、10年間で約2倍となっています。また、総世帯数にしろ、65歳以上の高齢者のいる一般世帯の割合も増加しています。



※ 高齢夫婦は、男性65歳以上、女性60歳以上の夫婦

○ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、高齢者・障害者の増加が多く、傷病者は減少しています。



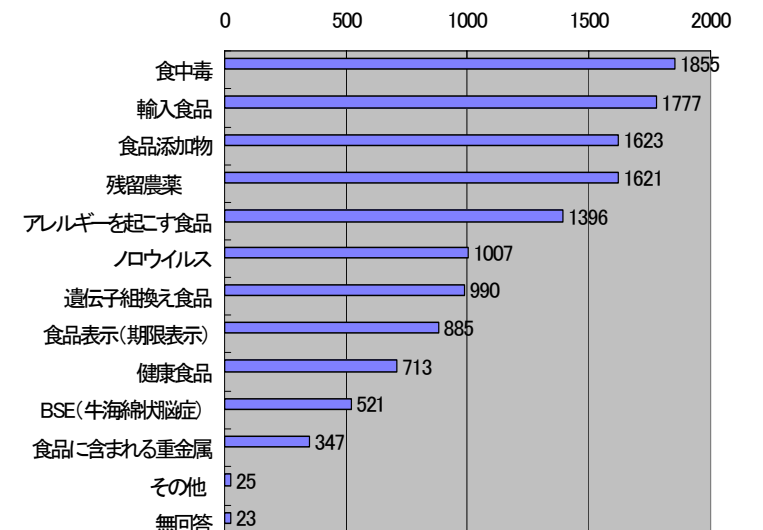
○ 分娩取扱施設の状況

出産取扱施設数が、減少しているため、1施設あたりの出産取扱件数が増加しています。

	16年度	17年度	18年度
出産取扱施設数	63	61	56
出産取扱件数	26,302	25,792	26,525
1施設当たり出産取扱件数	417.5	422.8	473.7

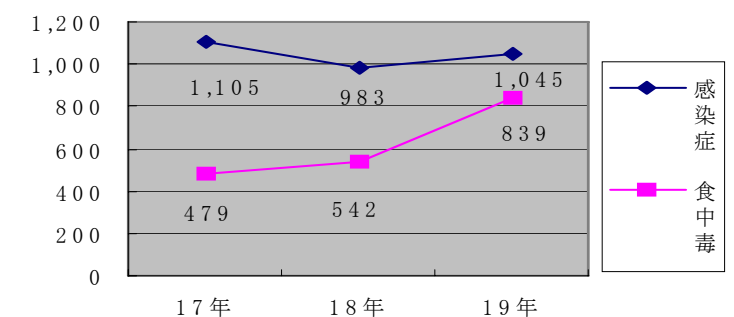
○ 食の安全について (「19年度食の安全に関するアンケート調査」結果 客対数：4,410人)

食の安全について関心のあることとしては、1位が食中毒、2位が輸入食品となっています。



○ 感染症・食中毒発生状況

感染症は横ばい傾向にありますが、食中毒は増加しています。



平成20年度 健康福祉局運営方針重点推進課題

1 地域福祉保健活動の推進

～安全・安心な地域（在宅）生活を支える地域の新しいつながりの構築～

第2期横浜市地域福祉計画（21～25年度）の策定や福祉のまちづくりを推進するとともに、区福祉保健センターの機能強化と人材育成を行います。地域の福祉保健活動拠点である、地域ケアプラザの整備をすすめるとともに、その円滑な運営を区とともに支援します。

(1) 地域福祉計画の策定・推進	
地域福祉の一層の推進を図るため、市民、学識者、関係団体の代表などからなる策定・推進委員会を開催し、第2期横浜市地域福祉計画（21～25年度）を策定します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 (1) 策定・推進委員会での検討や市民意見の聴取を踏まえ、第2期計画が策定されており、次期5か年で取り組むべき重点課題や具体的な推進策等が示されている。 (2) 区計画の活動発表会において各区の先進的な活動事例が紹介され、各区における計画推進に役立っている。 2 養成研修の実施や事例検討会の開催などにより、地域福祉コーディネーターのスキルが向上し、地域における活動が活発になっている。また、区の地域福祉計画推進のためのテキストが作成されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 (1) 計画策定・推進委員会設置（4月） 分科会設置（5月） 現行計画の評価及び分科会における検討（5月～9月） 第2期計画の素案作成（12月） 市民意見の聴取（1月） 計画確定（3月） (2) 区計画の活動発表会（7月） 2 地域福祉コーディネーター養成研修の実施（6月～12月） 事例検討会の開催及び区の地域福祉計画推進のためのテキスト作成（9月～3月）

(2) 区福祉保健センターの機能強化と人材育成	
区福祉保健センターの効率的な組織体制の構築に向けた取組と職員の研修、区への人材育成アドバイザースタッフの派遣を行います。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 区役所全体の見直しの一環として、中期計画目標に掲げられている「区役所の政策調整・地域支援機能の強化」が図られ、福祉保健センターの中期計画目標である「区と局の役割分担による新たな体制の確立」に向けて、福祉保健センターの課題へ対応した、効率的な組織体制整備の準備ができている。 2 専任職が育成され区の人材育成推進体制がより充実するとともに、21年度に向けて専任職希望者が増えている。また、アドバイザースタッフの派遣により、専任職がいない区においてもOJTが推進されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 区役所全体の見直しと整合性を図りながら、各区や関係部署と連携をして、福祉保健センターの組織体制案をまとめ、関係部署と調整した上で区役所全体の素案に反映させる。 2 毎月の研究会や研修により専任職を育成するほか、専任職の上司と課題の共有化を図り、両方で問題解決に向けて取り組む。 また、アドバイザースタッフについては、効果的な活用方法を区に提示し、専任職のいない区に対してもOJTの支援を行う。

(3) 民間福祉保健人材確保事業	
<p>民間福祉保健人材の量的・質的確保等について検討します。</p> <p>施設職員の処遇改善等に充てる経費の助成、職員の研修参加費用及び研修参加に伴う代替職員の雇用経費の助成を行ないます。また、経済連携協定に基づく介護福祉人材が円滑に就労できるよう、受入施設への助成等を行います。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉保健人材確保の考え方が整理されている。 2 対象となる特別養護老人ホームに対して、「職員の処遇改善経費助成」や「キャリアアップ支援事業」を実施することにより、職場への定着が促進されている。また、学生等を対象にした「介護職場イメージアップ事業」を実施することにより、新卒者の人材確保が進んでいる。 3 国の動向によるが、「海外からの人材の受け入れ」により、特別養護老人ホームにおいて、介護に従事する人材が確保されている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉審議会分科会からの提言とりまとめ (6月) 福祉保健人材確保検討会の開催及び考え方の整理 (7月～12月) 2 処遇改善経費助成金支出 (7月) 介護職場イメージアップ、キャリアアップ支援事業の実施 (5月～12月) 3 人材受入に伴う課題の整理及び受入体制の整備 (5月～12月) 各施設での就労と研修の実施 (1月～)

(4) 地域ケアプラザの整備の推進と円滑な運営	
<p>市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉・保健の拠点として、地域包括支援センター及び地域活動交流等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ケアプラザの整備が着実に推進されている。(しゅん工4か所、建設等8か所、設計10か所(うち新規着手6か所)) 未整備地区での候補地が具体化されている。(22年度以降新規着手必要数10か所) 2 次期指定管理者の選定に向けて、既設地域ケアプラザの運営(デイサービス等)のあり方について検討・整理が行われている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域ケアプラザ整備の着実な推進 21年度着手用地の検討(7～12月) 2 地域ケアプラザの運営に関するあり方検討会の設置(5月) 既設地域ケアプラザの運営(デイサービス等)のあり方に関して検討・整理(4～12月)

(5) 福祉のまちづくり推進	
すべての市民が、支えあい（ソフト）と環境（ハード）の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 (1) JR 長津田駅において本市補助によりエレベーターが設置され、段差解消がなされている。 市営地下鉄蒔田駅において、エレベーター設置工事が進ちよくしている。 (2) 本市補助により、新たに 80 台のノンステップバスが導入されている。 2 (1) 中川駅周辺重点推進地区事業において、市民・事業者・行政の協働により具体的な事業が推進されている。 (2) 啓発事業として、こども用パンフレットを使用した福祉教育が小学校で実施されている。 (3) だれにもわかりやすい印刷物ガイドラインが作成され、庁内に周知されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 (1) JR 長津田駅エレベーター設置工事完了 (3 月) 市営地下鉄蒔田駅設置工事継続 (21 年度完了予定) (2) ノンステップバス 80 台分の補助 (4 月～3 月) 2 (1) 中川駅周辺重点推進地区事業の支援 (年間を通して継続) (2) こども用パンフレットを市内の全小学校 4 年生に配布 (12 月) (3) だれにもわかりやすい印刷物ガイドライン完成 (12 月) 福祉のまちづくり研修実施(12 月までに 3 回以上実施)

(6) 地域の見守りネットワーク構築支援事業	
高齢者の孤立死防止等に資するため、地域住民及び地縁的団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワーク構築を支援します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 モデル地区ごとに、高齢者等を地域で見守るネットワークの構築が徐々に進められている。 2 高齢者孤立死事例の検証、対応策の検討が進められている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 各モデル地区において地域特性に応じた見守りネットワークの構築の取組が行われ、地域の住民同士や自治会町内会、地区社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、地域包括支援センター等のつながりが強化されている。(3 月) 2 高齢者孤立死事例の検証や対応策の検討が進められ、孤立死の件数把握と早期対応の方向性が確認されている。

(7) 横浜市社会福祉協議会	
組織運営の効率化を進めつつ、新規ボランティアの登録や権利擁護事業の普及啓発など、地域福祉を促進する様々な活動に取り組みます。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ul style="list-style-type: none"> 1 新人事給与制度について、給与システムの改修など実施に向けた準備が終了し、21年度から実施できる状況になっている。 2 福祉バス事業など、事業の見直し内容を踏まえた効率的な予算計上がなされている。 3 特定協約の各協約事項について、20年度の目標を達成している。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ul style="list-style-type: none"> 1 (1) 一般職員を対象とした人事考課の試行 (4月～3月) <li style="padding-left: 20px;">(2) 人事考課研修の実施 (4月) <li style="padding-left: 20px;">(3) 給与規程等改正の理事会への提案 (12月) <li style="padding-left: 20px;">(4) 給与システムの改修 (1月～3月) 2 (1) 福祉バス事業検討会の開催 (4～7月) <li style="padding-left: 20px;">(2) 障害者団体等への説明 (6月～7月) <li style="padding-left: 20px;">(3) 21年度予算確定(3月) 3 (1) 協約条項の進ちよく状況の中間点検 (10月) <li style="padding-left: 20px;">(2) 協約条項の進ちよく状況の期末点検(3月)

2 高齢者施策の推進

～高齢者が安心していきいきと暮らせる

在宅・施設のバランスのとれた施策の実施～

次期介護保険事業計画（21～23年度）等の策定を行ないます。また、介護保険制度の適正な運営を図るとともに、介護予防の推進、認知症高齢者支援、高齢者虐待防止の推進などに取り組みます。

(1) 第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、介護保険料の改定	
18年3月に策定した計画について、介護保険運営協議会の意見や高齢者実態調査等を踏まえながら見直しを行い、次期計画（計画期間：21～23年度）を策定します。	
年度末の あるべき姿 （目標）	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者保健福祉施策に関する市民意見等を踏まえ、計画が策定されている。 2 計画期間中の介護保険料の水準が決定されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画素案を取りまとめ、市民意見募集、市会及び市民への説明を実施する。（11月） 2 (1) 計画案を取りまとめ、介護保険料の水準を決定する。（1月） (2) 計画を策定する。（3月末）

(2) 介護保険制度の適切な運営（給付適正化の推進）	
サービス利用者に給付費通知を送付するとともに、事業者指導を強化し、給付の適正化を図ります。	
年度末の あるべき姿 （目標）	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定の適正化が行われている。 2 ケアマネジメント等の適正化が行われている。 3 介護報酬請求の適正化が図られている。 4 制度の周知が図られている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規要介護認定調査の指定事務受託法人への委託化の実施（4月～） 2 不適正なサービス提供を防止するため、ケアプランを点検（6月～） 3 医療保険と介護保険の重複請求を防止するため、医療給付費実績と突合（4月～） 4 不適正なサービス提供を防止するため、要介護認定調査情報と突合（6月～） 5 専門的・効果的な指導・監査の実施（通年） 6 架空請求等の発見・防止等のため、介護給付費通知を発送（12月） 7 コールセンターに介護保険ダイヤルを設置（12月～）

(3) 敬老特別乗車証交付事業	
高齢者の社会参加を支援するために敬老特別乗車証を交付します。利用者負担額について、今後の事業費の増加を踏まえ、見直しを行うとともに、負担区分を増やします。また、ICカード導入の検討に着手します。	
年度末の あるべき姿 （目標）	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たな利用者負担が円滑に適用されている。 2 ICカード化の方向性が決定し、概算経費が算定されている。 3 ICカードシステムの改修検討に取り組んでいる。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 乗車証の更新手続き及び新たな利用者負担の周知（8月～9月） (2) 乗車証の更新（10月） 2 (1) バス協会、パスモ協議会、他都市など関係機関との調整会議の設置（4月） (2) 関係機関との協議・調整（5月） (3) システムプログラム改修検討に着手（2月）

(4) 高齢者のための優待施設利用促進事業	
<p>高齢者の社会参加の促進及び高齢者に敬意を払う社会の醸成を目的として、文化施設をはじめとする優待対象施設を確保し、優待証を交付します。</p>	
<p>年度末のあるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「高齢者のための優待施設利用促進事業」の開始が広報されるとともに、高齢者が「優待証」を活用している。 2 すでに優待を実施している施設に加えて、新たな施設等の確保や優待内容の拡充が図られている。
<p>年度当初に設定した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設への優待に関する調整開始 (4月) 2 委託業者選定 (5月) 3 民間施設・店舗等の優待に関する調整開始 (5月) 4 広報及び情報提供方法 (リーフレット、インターネット等) の検討着手及び実施 (7月) 5 事業開始。記者発表 (10月) 6 事業実施状況の確認及び次年度に向けた取り組み準備 (3月)

(5) 介護予防の推進	
<p>高齢者の介護予防に関する意識の啓発を図ります。また、特定高齢者 (国の基準に該当する虚弱な高齢者) 等を対象に、要介護状態となることの予防や重度化の防止のために、必要なサービスを提供します。</p>	
<p>年度末のあるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活機能評価が円滑に実施できている。 2 各区において 特定高齢者施策が実施されている。 3 各区において年間事業計画に基づき介護予防が必要な高齢者の把握、一般高齢者施策が実施され、介護予防の普及啓発が推進されている。
<p>年度当初に設定した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活機能評価の新体制での実施 (関係団体との調整・医師への周知・区及び地域包括支援センターへの周知) 2 介護予防事業の実施 (事業者の決定・研修・事業実施) 3 各区の計画に基づく特定高齢者の把握及び一般高齢者施策の実施 (介護予防知識、はまちゃん体操の普及、介護予防プログラムの体験、脳力向上プログラムの実施、リーフレット等啓発媒体の作成、介護予防リーダー等の育成)

(6) 認知症支援及び高齢者虐待防止の推進	
<p>認知症理解への普及啓発や、相談、緊急対応等を実施します。また、介護サービス事業者に対し、若年性認知症に関する研修を実施します。</p> <p>在宅高齢者の虐待防止の普及啓発のほか、早期発見・早期対応のための相談・支援を行います。また、訪問調査等対応時の連絡体制の整備や、緊急対応ベッドの確保を行います。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症サポート医が全区に配置され、各区に支援体制ができています。 (2) 認知症に関する正しい知識と理解がある市民が増加している。 (3) 若年性認知症の受入施設の増加及び支援技術が向上している。 2 高齢者虐待防止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員研修や専門職の派遣、関係機関との連携等により、区役所職員等が迅速かつ適切に対応できている。 (2) 高齢者虐待に関する正しい知識と理解がある市民、関係者が増加している。 (3) 緊急時に高齢者が確実に保護できている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症サポート医養成研修の委託（9月）、認知症サポート医連絡会の開催（4月、10月）、かかりつけ医認知症対応力向上研修の開催（6月、9月、12月）。 (2) 認知症サポーターの養成（通年）、認知症キャラバン・メイト養成研修会の開催（10月）、市民向けイベントの開催（11月）。 (3) 若年性認知症に関する支援技術向上研修の開催（12月） 2 高齢者虐待防止 <p>緊急一時保護事業の開始（4月）、啓発用リーフレットの作成（9月）、職員研修（9月、11月）、講演会の開催（10月）、介護者支援の取り組み（通年）。</p>

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所の整備	
<p>高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、365日、24時間の介護の安心を提供する「小規模多機能型居宅介護事業所」の整備を進めます。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 20年度末開設済及び開設見込み事業所総数：61か所 (今年度着手34か所) 2 21年度開設予定事業計画の審査を終えている。 3 広報計画に沿い、利用者家族等、事業者の双方に向けた周知が実施されている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置計画募集の通年化（年3～4回） 2 事例報告会の開催（10月） 3 市内事業者間の連携支援（小規模多機能事業者連絡会後方支援）（通年） 4 利用者家族等に向け事業周知を行う（窓口用リーフレット、広報掲載、ケアマネ等説明）（随時） 5 事業者向け広報を行う（メーリングリストの活用、事業化支援ツールの活用、デイサービス事業者への働きかけ等）（随時）

(8) 特別養護老人ホームの整備	
在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 22年度しゅん工事業について、目標整備床数 631 床分の法人事業者の選定・確保を終えている。 総数 13,307 床分 2 20年度しゅん工事業及び 21年度しゅん工事業について、設計、工事着手、出来高管理等について、適切な進行管理が行われている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 22年度しゅん工事業 民有地活用型及び旧氷取沢小学校後利用で 631 床分の法人事業者を選定・確保する。(7月) 2 21年度しゅん工事業 20年度内の着工を目指し、開発関係手続き、設計、入札等について法人・関係機関と調整を行う。(通年) 3 20年度しゅん工事業 14施設 995床については年度内しゅん工を目指し、出来高管理を行う。また、6施設 630床については、21年度のしゅん工を図るため、開発関係手続き、設計、入札等について法人・関係機関と調整を行う。(通年)

3 障害者施策の推進

～障害者が安心して日々の生活を送れる社会をめざして～

次期障害者プラン（21～26年度）の策定を行うとともに、地域の拠点施設の整備、障害者の就労支援などを充実します。また、在宅心身障害者手当の見直しを行います。

(1) 障害者プラン（第2期）の策定	
本市の障害福祉施策全般に関わる基本計画である「障害者プラン」の第2期計画（21年度から）を策定します。	
年度末の あるべき姿 （目標）	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市障害者プラン（第2期）の策定作業が完了し、平成21年度から26年度までの6年間の計画が完成している。 2 策定に当たっては、ニーズ調査（アンケート調査、グループインタビューなど）を通じて把握した市民ニーズが反映されたものとなっている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 プランの策定に当たっては、障害者施策推進協議会に諮り、具体的な検討を障害者施策検討部会での議論を踏まえながら作業を行う（検討部会開催：4回、推進協議会開催：2回）。 2 プランの策定に当たっては、アンケート調査・グループインタビューなどによるニーズ把握を行う。 3 素案策定後、最終案の策定に向けて市民意見募集を実施する。

(2) 障害者の就労支援の拡充	
障害者が就労を通じて社会活動に積極的に参加し、経済的にも自立した生活を送るための施策として就労に関する支援を行います。	
年度末の あるべき姿 （目標）	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様なツールによる企業への情報提供が進み、相談・助言等の支援も充実している。 2 障害者の職業能力向上のため、職場体験実習が積極的に利用されている。 3 新たな就労支援センターが増設され、8か所のセンターでの就労支援が進められている。 4 就労支援センターを中心とした地域のネットワークづくりが進み、自立支援協議会などの既存ネットワークとの連携ができつつある。 5 全センターで3障害への支援が行われ、精神障害者の就労者についても増加している。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 19年度および20年度の表彰企業の雇用事例と本市知的障害者雇用報告書を公表。（5月、2月） 2 年間を通じて体験実習を行うとともに、受入企業を随時拡大していく。（通年） 3 職業能力開発プロモート事業の実施。（通年） 4 新設就労支援センターの運営法人を5月に募集し、7月に選定委員会で選定。（1月開所予定） 5 就労支援ネットワークは地域ごとに年数回のネットワーク会議を開催。（通年）

(3) 精神障害者生活支援センターの整備	
精神障害者の社会復帰、自立支援及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備を行います。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 港北区について、設計及び工事完了する。 2 瀬谷区について、基本・実施設計を完了する。 3 中区、鶴見区について、基本設計に着手している。 4 都筑区、西区、青葉区、戸塚区で民設型生活支援センターが運営されている。
年度当初に設定した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 港北区：設計着手から工事完了までを年度内に目指す。 2 瀬谷区：基本・実施設計に着手し、年度内の完了を目指す。 3 中区・鶴見区：年度内に基本設計に着手することを目指す。 4 民設型：各区と連携をとりながら、開設に向けた調整を行う。

(4) 障害者グループホーム整備	
「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 20年度設置予定のグループホームが全て設置され、新たに入所施設からの退所や精神科病院を退院してグループホームでの生活を開始したり、親元を離れ自立した生活を実現した障害者がいる。
年度当初に設定した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 新築物件使用の場合には、市街化調整地域等の地域確認を行い、開発審査及び建築確認などの手続き状況の進行管理を行い、年度末までの設置を確認して行く。 2 既存物件を利用する場合には、物件の確保にあわせ改修の要否を把握し年度末までの設置を進めて行く。

(5) 公立障害者施設の最適な運営主体	
公立の障害者施設について効果的・効率的な施設運営を進めます。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 西福祉授産所・身体障害者更生授産所の受け皿施設の工事が竣工し、法人への業務引継が円滑に進んでいる。 2 横浜市つたのは学園の指定管理者が選定され、法人への業務引継が円滑に進んでいる。 3 鶴見福祉授産所を移転・新築する法人の選定が終了し、基本設計に着手している。 4 松風学園のPFI導入可能性調査が終了し、再整備事業の課題等が明確になっている。
年度当初に設定した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 西福祉授産所及び身体障害者更生授産所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新築工事の竣工 (2) 円滑な業務引継ぎ 2 つたのは学園 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者の選定 (2) 円滑な業務引継ぎ 3 鶴見福祉授産所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置運営法人の選定 (2) 基本設計の終了 4 松風学園再整備事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本構想の策定 (2) PFI導入可能性調査の終了

(6) 障害者自立生活アシスタント	
<p>単身等で生活する知的障害者及び精神障害者に対し、専任職員による障害特性を踏まえた支援を行います。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者の自立生活アシスタントが15か所(14区)となる。 2 精神障害者の自立生活アシスタントが5か所(5区)となる。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 継続17か所(知的14か所、精神3か所)で事業開始(4月) 2 新規事業所3か所(知的1か所、精神2か所)が事業開始(10月)

(7) 自殺予防対策	
<p>平成18年10月に自殺対策基本法が施行されたことに伴い、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援を図ります。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺に関する正しい知識についての普及啓発活動が行われている。 2 自殺の原因等の実態把握ができています。 3 自殺予防に向けた人材の養成が行われている。 4 自死遺族への支援が継続的に行われている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺予防に関する普及啓発事業として、市民向けの講演会を開催する。(7月、9月、12月) 2 神奈川県警の自殺関連資料を入手し、その資料を解析する等により、自殺の原因等の実態や傾向を把握する。(9月) 3 自殺予防に向けた人材の養成として、支援者向けの研修会を開催する。(7～12月) 4 自死遺族への支援として、ホットラインや遺族の集いを定期的実施する。(毎月実施)

(8) 在宅心身障害者手当の見直し	
<p>在宅心身障害者手当について、今後の制度のあり方について見直しを行います。</p>	
<p>年度末の あるべき姿 (目標)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「支給対象者」「支給額」「所得要件」等の項目について、制度の必要な見直しが行われている。
<p>年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者施策検討部会・障害者施策推進協議会で検討が進められ、制度の見直しの方向性の案についての結論を得る。 2 見直しの方向性の案について市民意見募集を行う。 3 制度の見直しの方向性に基づく必要な対応を行う。(3月)

4 生活基盤の安定と自立の支援

～生活保障と自立の支援を目的とした施策の充実～

被保護者の就労支援やホームレスの自立支援等を行います。また、医療制度改革に伴う新制度を着実に実施します。

(1) 医療制度改革に伴う新制度の着実な実施	
40歳から74歳までの横浜市国民健康保険加入者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した、新しい健康診査と保健指導を実施します。 また、制度改正に関する広報等を実施し保険料賦課を円滑・確実に実施します。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査及び特定保健指導の委託事業者が確保され、40歳以上の被保険者64.5万人に対し、個別の受診勧奨を行い、特定健康診査等が円滑に実施されている。また、個別受診勧奨により、17年度の受診率に比べ受診率が増加している。 2 20年度保険料について、制度改正に関する広報が行われ、保険料賦課が確実に行われている。特別徴収については、21年度以降の実施に向けた準備が予定どおり進んでいる。
年度当初に設定した具体的取組内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定健康診査、保健指導の委託事業者を確保するほか、制度周知や受診率を向上させるため、健診対象者64.5万人に対し、個別の受診勧奨を3回に分け実施し、円滑な事業実施を図る。また、次年度に向けた委託事業者のサービスの質の確保策や特定健康診査・保健指導の未受診（未利用）者への対策について検討する。 2 保険料賦課の見直し、負担軽減措置のためのシステム改修を行い、広報、賦課を実施する。特別徴収の実施に向けシステム改修を行う。

(2) 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の円滑な執行	
平成20年4月に始まった長寿医療制度（後期高齢者医療制度）について、神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携しながら運営し、円滑な執行を図ります。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者証が正しく交付され、保険料の算定が正確に行われていること等により、制度について市民の理解と信頼が得られ、区役所における窓口業務が円滑にできている。
年度当初に設定した具体的取組内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険料の徴収 <ol style="list-style-type: none"> (1)被保険者の方に周知を図る。(4月) (2)納付書または口座振替による徴収を行う。(7月) (3)特別徴収対象者について、特別徴収を開始する。(10月)

(3) 医療費助成制度の見直し	
医療費助成制度について、市民のニーズと制度の安定的かつ継続的な運営を図るために見直しを行います。	
年度末のあるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費助成制度について、市民のニーズと制度の安定的かつ継続的な運営を図るために見直しが行われている。
年度当初に設定した具体的取組内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療費助成制度の見直しの検討 2 実施案のとりまとめ等 3 関係団体、機関等への説明(3月)

(4) 国保財政基盤の安定運営に向けた総合的な対策	
国民健康保険制度の安定的な運営に向けて、収納率の向上等に取り組みます。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 18年度作成のあらたな徴収体制の構築(スキーム)をもとに、収納率向上に向けた取り組みが進行している。 2 レセプトの効果的な点検により、実績が向上している。 3 国普通調整交付金の算定方法の見直しが検討されている。また、国特別調整交付金が増額、県特別調整交付金が1%相当となっている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらたな徴収体制の構築(スキーム)をベースとした取り組みを推進し、目標収納率の達成を目指す。また、区局連携しての滞納整理を中心とした収納対策を実施する。 2 高額レセプトを重点的に点検するなど効果的な点検を行うことにより、実績を向上させる。 3 普通調整交付金獲得について、本市独自の国家要望を引き続き実施する。県特別調整交付金1%獲得に向け、国保事業の見直しを図る。

(5) 被保護者の就労支援	
各区に就労支援専門員を配置するとともに、無料職業紹介事業において就職支援セミナーや求人開拓を実施し、被保護者の就労支援を推進します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各区における就労支援専門員による就労支援がさらに促進されている。 2 ハローワーク事業の内容が改善・充実され、各区において積極的な活用が図られている。 3 委託事業所と連携し、無料職業紹介事業が円滑に運営され、積極的な活用が図られている。 4 市職業訓練校をはじめとした他の雇用・就業関連事業と連携が図られている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 各区個別ヒヤリングにおいて、今年度「就労支援プログラム」の定着、促進を徹底する。(4月) 2 ハローワーク事業を効果的に実施するため、支援対象者の明確化、支援方法の変更、支援側の役割分担等ハローワーク側と協議する。 3 無料職業紹介事業の定着、促進を図るとともに、就労支援セミナーを充実し、参加者を増やしていく。 4 市職業訓練校の積極的な活用並びに他の雇用・就業関連事業との連携を進めていく。 5 年度末に、就労者の年齢、保護受給期間、支援期間等を分析し、新たな支援を模索する。

(6) ホームレスの自立支援	
ホームレスを対象に福祉的援助を行います。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自立支援施策につながりにくいホームレスに対し、所管課・巡回相談室・区・施設管理者が連携をとりながら自立支援施設利用を働きかけ、一人でも多くのホームレスが野宿生活から脱却している。 2 自立支援施設を利用し、就労自立が推進されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホームレス支援のために所管課、巡回相談室、自立支援施設、区等が連携を密にする。 2 関係機関との連絡調整を随時実施していく。 3 巡回相談事業を推進していく。 4 21年度から始まる次期「自立の支援等に関する実施計画」の策定作業を進める。

(7) 生活保護関連業務の効率化	
生活保護の適正実施のために、効率的で効果的な監査を実施します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 監査対象とする業務範囲が明確化され、すでに実施されている。 2 監査方法の具体的改善及び検討ケースの増加により、全体的傾向の把握や改善取組の迅速化が進んでいる。 3 適切な是正指導の実施や保護の実施水準が向上している。 4 区における事務嘱託員業務の水準が確保され、事務の効率化が一層推進されている区が増えている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<p>増加する生活保護業務に対応し、効果的な監査を実施することを目標に、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査方法の工夫、本庁事務嘱託員、専門職OB職員等の活用により、監査対象件数を増やし、全体的傾向を的確に把握する。 2 改善報告項目を工夫することで、改善取組の迅速化を図り、適切な是正指導、実施水準の向上を目指す。 3 区事務嘱託員業務の活用及び効率化の推進により、適正な業務水準を確保し、社会福祉職による充実した個別の援助を図る。

5 健康づくりの支援と疾病予防

～市民一人ひとりの自主的な健康づくりの取組みを支援～

健康横浜21（13～22年度）を推進し、市民の健康づくりへの支援を充実します。また、がん対策について検診事業を積極的に推進します。

(1) がん検診事業	
がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種のがん検診を、実施医療機関及び各区福祉保健センター等で実施します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 がん検診の受診者数増加の取組みが行われ、受診者数の増加が図られる。 (1) 子宮がん・乳がん検診の個別勧奨(40・45・50歳を対象に個別通知)が行われている。 (2) 肺がん検診について、身近な医療機関で実施していくためのモデル事業が実施されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 子宮がん・乳がん検診の個別勧奨を年2回に分けて実施。(6月、12月) 2 肺がん検診のモデル事業を下半期から実施。

(2) 市民の健康づくりの推進	
市民の健康づくり計画である「健康横浜21」を推進するために、健康づくり活動に関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を行います。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 市民の健康づくり計画である「健康横浜21」の目標に向けて、地域・職域等の関係者が参加する「健康横浜21推進会議」により、具体的な施策が企画・推進・展開されている。 2 各区において、市民・各種団体・行政などの協働により、健康づくり活動が継続的に展開されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 「健康横浜21推進会議」(7月、11月、3月)における、具体的な推進施策を構築・展開(新たな普及啓発活動、ライフサイクルに応じた効果的な健康づくり施策の検討、モデル事業の実践と評価等) 2 重点分野「食習慣の改善」「運動の推進」「受動喫煙防止」について、各区における市民・各種団体・行政などが協働した事業の支援(通年) 3 「健康横浜21」の普及啓発(通年) 4 「健康横浜21」の進捗状況調査(4月～12月)

6 地域医療の充実と救急医療体制の確保

～身近な地域で質の高い医療を受けられる体制づくり～

よこはま保健医療プラン（20～24年度）を推進し、地域医療や救急医療対策の充実とともに、安心して出産できる医療体制の整備を進めます。また、医療と介護の連携を図り在宅療養環境を充実します。

(1) 地域医療の充実	
市民の生命と健康を守るため、産科対策や医師等の人材確保対策など緊急の課題に積極的に対応します。また、安心して出産できる環境を確保するため、医療機関の連携推進や助産所の活用に取り組みます。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 女性医師や看護師が保育や就労など、安心して働き続けることができる環境を整備する。 2 安心して出産できる環境を確保する。 3 市内医療機関が合同で看護師確保に取り組んでいる。 4 地域がん診療連携拠点病院指定に向けた調整が終了している。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 院内保育所整備（3月） (2) ワークシェアの実施（12月） 2 (1) 助産所嘱託医療機関の確保（12月） (2) 早期退院プログラムの実施（12月） (3) 新たな助産所の開設、院内助産の開始（3月） 3 (1) 市内医療機関合同の就職説明会の開催（11月） (2) 潜在看護師復職支援研修の実施（12月） 4 地域がん診療連携拠点病院の指定にかかる医療機関調査の実施（9月）

(2) 救急医療対策の充実	
休日急患診療所や夜間急病センターなどの初期救急医療、病院輪番制などの二次救急医療、救命救急センターなどの三次医療の体制確保を進めます。また、24時間365時間に対応する小児救急医療の体制確保を進めます。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 南部方面夜間急病センターの整備方針が定められている。救急医療検討委員会が開催され、初期救急医療体制のあり方について検討されている。 2 病院群輪番制事業の評価が進められている。脳血管疾患の救急医療体制が構築されている。 3 救命救急センターが7か所整備されている。 4 小児救急拠点病院7か所のうち5か所で11人以上の小児科医が確保されている。 5 周産期救急連携病院（仮称）が12か所整備され、周産期救急医療を支えている。 6 AED設置施設数350施設、YMATの運営検討会の実施、合同訓練の実施
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 (1) 南部方面夜間急病センター整備のための調整（3月） (2) 休日急患診療所等初期救急医療体制のあり方について救急医療検討委員会の開催（6月～12月） 2 (1) 病院群輪番制事業の評価の継続的な実施とその検証（12月） (2) 脳血管疾患救急医療体制の構築（9月） 3 救命救急センターの指定のための調整（12月） 4 小児救急拠点病院のうち5か所で11人以上の小児科医の確保（7月） 5 周産期救急連携病院（仮称）の確保及び周産期二次救急病院への支援（12月） 6 (1) AED市民啓発等の実施（12月） (2) YMATの運営検討会の開催（5月～12月） (3) YMAT合同訓練の実施（12月）

(3) 在宅における療養連携の推進	
在宅療養における質の高いサービスの提供を図るため、モデル事業の実施、医師・事業者等による検討会の実施など、医療と介護の連携を推進します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 医師、事業者等による検討会やモデル事業等を通じて、在宅療養を支える質の高いサービス提供など、在宅療養環境を充実するための検討が進んでいる。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 在宅療養者や家族及び医療、介護等サービス提供側のニーズ把握(10月) 2 医師、事業者等による検討会の開催(7～2月) 3 疾病別在宅療養推進モデル事業の実施・発表会の開催(6～11月、1月) 4 連携促進のための従事者対象とした研修会の実施(6～2月)

(4) 安全・安心な医療の推進	
医療安全相談窓口の充実や適正な医療監視指導により、医療安全の推進に努めます。	
年度末の あるべき姿 (目標)	1 相談窓口の対応力向上、市主催医療安全研修会の拡充実施及び医師会等団体主催研修の拡充に向けた支援、推進協議会の開催やホームページ等を通じた情報発信力の向上により、医療安全支援センターの機能強化が図られている。 2 監視3チーム間において、質の高い専門的な立入検査が効率的に実施され、市内医療機関における医療安全管理の取組みが推進されている。 3 区局の連携強化や薬事施設に対する適切な指導が行われ、また、ネット販売等による健康被害の発生防止への取組み等が推進されている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	1 (1) 相談窓口の新任相談員対象研修の実施(5月) (2) 医療安全研修会の開催(医療機関向け7月、10月、12月、市民向け11月に2回開催) (3) 関係団体主催研修へ資料提供や講師としての協力(～3月) 2 (1) 市内全病院への定期立入検査(6～12月) (2) 有床、無床診療所への調査(～3月) 3 (1) 薬事事務研修会(5月) (2) 区薬務担当者会議(隔月) (3) 薬事監視(通年) (4) 試買検査(～12月) (5) 薬事講習会(～3月)

7 健康で安全・安心な暮らしの確保

～健康危機発生予防の視点を中心に対策を展開～

新型インフルエンザ対策などの健康危機管理機能や食の安全対策、生活衛生対策、医療安全対策の強化を図り、市民の生命と健康を守っていきます。

(1) 健康危機管理機能強化	
感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時においては被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するため、次の事業を実施します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症・食中毒 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市の感染症予防基本計画（仮称）が策定されている。 (2) 感染症、食中毒の発生件数の減及び終息までの期間が短縮されている。 (3) 課内が連携・協力して感染症予防の事業を推進している。 (4) 積極的な啓発活動に取り組むことができる。 2 予防接種 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市麻しん排除戦略に基づき、麻しん予防接種が確実に実施されている。 3 研修等 <ol style="list-style-type: none"> (1) センター内で自主的に感染症対応に関する研修等が実施されている。 (2) 高齢者施設等で感染症対策の指導者が育成されている。 4 新型インフルエンザ対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康福祉局内、福祉保健センターで新型インフルエンザ対策への具体的な取組みがなされている。
年度当初に設定 した具体的取組 内容と時期	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症・食中毒 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症予防計画策定検討会の設置（5月） (2) HIV検査、エイズ予防の啓発（4～3月） (3) 対応の評価、検証、フィードバック（2～3月） 2 予防接種 <p>本市麻しん排除戦略に基づく、予防接種未接種者の把握と積極的な接種勧奨（4～3月）</p> 3 研修 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症対応に関する総合的な研修会、担当者会議の開催（4～3月） (2) 高齢者施設等感染症対策指導者の研修会開催（7～10月） 4 新型インフルエンザ対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザ対策局内連絡会の開催、行動計画等の改正（5～7月） (2) 発熱相談センター設置検討会の開催（5～2月） (3) 訓練・研修会の実施（10～12月） (4) 市民啓発用チラシ等の作成（4～3月）

(2) 食の安全強化対策事業	
市民の食の安全・安心を確保するため、市民意見を反映し監視や検査を強化して実施します。	
年度末の あるべき姿 (目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食中毒等の健康被害が未然に防止され、安全な食品が製造・流通されている。 2 市民の食に対する不安が払拭され、食の安全安心が確保できている。

<p>年度当初に設定した具体的取組内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ノロウイルス予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点対象 1,274 施設の監視の実施やリーフレット 5,000 枚の配布（4～12月、随時） (2) 二枚貝 70 検体の収去検査（生食用かき流通時期の 10 月～3 月） 2 アレルギー物質を含む食品による健康危害の未然防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内流通加工品やインターネット・通販食品等、計 100 検体の収去検査（1 回目：6 月、2 回目：9～10 月） 3 遺伝子組換え食品の検査強化対策 <p>大豆・トウモロコシ加工品、中国産コメ加工品、計 110 検体の収去検査（1 回目：4～5 月、2 回目：9 月）</p> 4 肉種鑑別による食肉原材料の適正表示対策 <p>ミンチ肉等食肉加工品（30 検体）の肉種鑑別検査（8 月）</p> 5 輸入食品の安全性確保対策 <p>市内流通の輸入菓子や輸入農産物等（900 検体）の収去検査（通年）</p>
----------------------------	--

<p>（３）動物愛護センター（仮称）の整備及び最適な管理運営主体の導入</p>	
<p>犬や猫の適正飼育普及啓発の拠点として、神奈川区菅田町に動物愛護センター（仮称）を整備します。</p>	
<p>年度末のあるべき姿（目標）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設整備について <ol style="list-style-type: none"> (1) 19 年度に引続き、進入道路の工事が進められている。 (2) 敷地造成工事が完了し、センターの建設工事に着手している。 2 管理運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) センターの最適な管理運営手法について、市の方針が確定している。 (2) 21 年度の設置条例制定に向けた条例案が作成されている。
<p>年度当初に設定した具体的取組内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地元連絡会の開催（通年：概ね 3 か月に 1 回開催） 2 施設整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 進入道路工事（その 2）の開始（12 月） (2) 敷地造成工事の開始（6 月） (3) センター建設工事の着手（1 月）（12 月市会：契約議案上程） 3 管理運営 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理運営手法の素案作成（5 月） (2) 外部の委員等を交えた検討会の設置（6 月） (3) 管理運営の方針決定（1 月） (4) 設置条例案の作成（1 月）

<p>（４）衛生研究所の再整備に向けた検討</p>	
<p>新型インフルエンザや食の安全確保対策などの充実のために、衛生研究所の再整備に向けた検討を行います。</p>	
<p>年度末のあるべき姿（目標）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 あり方検討会において、人材育成などの組織運営上の課題の方向性が示されている。 2 最終報告を踏まえ、人材育成や再整備に向けた具体的な取組課題に着手している。
<p>年度当初に設定した具体的取組内容と時期</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 あり方検討の資料作成 2 あり方検討を踏まえた人材育成などの考え方や再整備に向けた課題整理